

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(平成26年12月9日)

○ 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

まず、冒頭でお伝えさせていただきますが、今回の総務常任委員会の中で入札制度についての所管事務調査を実施することが、11月26日に開催されました総務常任委員会において確認されております。当該所管事務調査におきましては、全ての議案審査終了後に、その他事項として実施する予定ですので、よろしくお願いたします。

それでは、各議案の審査に移りたいと思います。

それでは、審査に先立ちまして、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 館政策推進部長

おはようございます。座って失礼します。

昨日までの一般質問は本当にお疲れさまでございました。本日から委員会ということで、ご審議のほう、よろしくお願いたします。

政策推進部といたしましては、補正予算議案の中で2件、港湾費、それから債務負担行為の補正ということでございます。ご審議のほう、よろしくお願いたします。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）についての審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

政策推進部の服部でございます。

政策推進部の補正予算について、ご説明させていただきます。

補正予算書につきましては48ページ、49ページでございます。補正予算書48ページ、49ページをお願いいたします。

土木費の港湾総務費、四日市港管理組合の負担金でございます。よろしいでしょうか。

説明につきましては、予算常任委員会資料で説明させていただきたいと思っております。予算常任委員会資料の一般会計補正予算（第5号）政策推進部のところをお開きいただきたいと思います。予算常任委員会資料でございますが、その一番最初についておるかと思っておりますが、政策推進部の部分でございます。済みません、よろしいでしょうか。

じゃ、予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第5号）の政策推進部の1ページをお開きいただきたいと思います。

四日市港管理組合への負担金の補正でございます。四日市港管理組合の一般会計予算の補正に伴いまして四日市市の負担金の補正を行うものでございまして、四日市港管理組合負担金2432万9000円の減額でございます。減額補正によりまして、四日市港管理組合に対する四日市市の負担金額は、当初予算の15億2005万5000円に対して14億9572万6000円になる予定でございます。

四日市港管理組合の一般会計への補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては借入金の返済に係る公債費で1810万円余の減額でございます。これは主に償還利子について起債事業で実際の借入利率が当初見込みを下回ったことによるものでございます。当初予算時の見込みでは1%から1.8%を想定しておりましたが、0.4%から1%で借り入れできたことによりまして償還利子が減額となるものでございます。

また、人件費の追加補正も行ってございます。主に人事異動による職員の入れかわり及び人事院勧告に基づくものでございます。人事異動によるものにつきましては、県や市から四日市港管理組合へ派遣されている職員の人事異動に伴う職員の入れかわりを反映いたしまして、つまり、今年度は前年度と比較しまして給与等が低い職員が派遣されたという

ことで、所要見込み額が当初予算額よりも減額となるというもの及び一般会計職員が1名減によるものでございまして、それらが合計で1498万円余の減額となります。一方で、人事院勧告に基づくものでございますが、767万円余の追加となっておりまして、ほか、時間外勤務手当などで894万円余の追加となっており、人事異動による減額と人事院勧告等による追加の差し引き、合計163万円余を議会費から港湾建設費まで各款にわたって増額するものでございます。

そのほかの内容でございまして、こちらはちょっと資料には記載してございませんが、総務費で光熱水費の不足分500万円余、あるいは、非常用発電装置のオーバーホールで1525万円余の追加などがございます。また、港湾管理費におきましては、オイルフェンス展張船の買いかえで200万円、あるいは、第3航路ブイの更新で254万円余などが補正の内容となっております。

歳出全体では、1428万円の増額補正となっております。

一方、歳入につきまして、主な内容でございまして、使用料・手数料で岸壁、栈橋などの係留施設等使用料で3031万円の増額、繰入金で4084万5000円の増額補正でございます。繰入金につきましては決算剰余金を積み立てた港湾経営基金からの繰り入れでございまして、決算において剰余金が当初予算の見込みよりも多く生じたことから増額となった剰余金分を財源として基金から繰り入れるものでございます。

そして、歳入歳出の収支差分を県・市負担金で賄うことから歳入の使用料・手数料や繰入金が増加し、歳入が歳出よりも超過となることによりまして、県・市負担金を5479万4000円減額するものでございます。本市負担金は負担割合により2432万9000円の減額となるものでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 芝田広報広聴課長

引き続きまして、広報紙デザイン制作業務委託、これにつきましては債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

補正予算書では10ページ、63ページに記載がございまして、説明につきましては、お手元の資料の2ページのほうをお願いいたします。

まず、経緯のほうをご説明させていただきます。広報よっかいちの特集記事につきましては、平成23年度まで、記事の企画、取材から執筆、撮影、デザインまで全て専門業者に

委託をしておりました。しかしながら、市の施策をわかりやすく掘り下げて伝え、市民、事業者の皆さんとともに考えることができる情報提供を行おうという目的から、平成24年度から特集記事については職員みずからが、取材、記事の執筆、構成を行いまして、デザインやイラスト等に限りまして専門業者を活用しているというところでございます。また、この見直しに合わせまして広報の内容にメリハリを持たせるために、上旬号を特集記事の掲載、下旬号をお知らせ記事の掲載に特化しまして現在に至っているところでございます。

こうして、平成24年度から、広報よっかいち、毎月、上旬号に掲載をします特集記事のデザイン、レイアウト、イラスト、グラフ作成等につきまして専門業者を活用しているところでございますけれども、引き続き、平成27年度以降におきまして専門業者を活用いたしたく、今回、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

委託期間につきましては3年間、また、債務負担行為の限度額は1730万円に設定をいたしております。なお、業者につきましてはプロポーザル方式により選考、決定したいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

傍聴に、報道関係者が1名、市民の方が2名入られております。

それでは、質疑がございましたら、発言をお願いします。

#### ○ 山口智也委員

おはようございます。

広報紙の件でお尋ねさせていただきます。私もこれを一回見させていただいて、非常に見ごたえがあってわかりやすい紙面になっていると思いますけれども、市民の方からの反応というか、まず、そのあたりを教えていただけますか。

#### ○ 芝田広報広聴課長

広報紙につきましての市民の皆さんの反応ということですが、こちらのほう、今年度、実施しております市政アンケートの中でも広報紙についてどう思うかというところもフリーアンサーのほうで種々ご意見を頂戴しております。その中で、市政について特集

記事、6ページあるので非常に読みごたえがある内容でわかりやすいというご意見もある一方で、なかなか市政について今の広報の内容ではわかりにくい、それから、自分の知りたい情報が載っていないという批判的なご意見もございまして、非常に好意的なご意見もある一方で批判的なご意見もあるというのが現状でございます。

#### ○ 山口智也委員

そのあたりの課題の整理はしっかりされていると思うんですけども、市民の皆さんに見ていただいてわかりやすいというその辺の基準というのは、大体、中学生ぐらいのお子さんが見てもわかるような内容でないといけないなと思っていますので、引き続き、魅力のある、わかりやすい紙面づくりをお願いしたいなと思います。

それで、もう一点お聞きしたいのは、このプロポーザル方式でということなんですけれども、この業者は地元の業者ですか。

#### ○ 芝田広報広聴課長

現在の業者については名古屋市の業者に委託をしております。

#### ○ 山口智也委員

市内でも、こういった業者がたくさんあるかと思うんですけども、地元の業者の方が、やはりこの地元のことをよく知っているところがあるというのも一つあるのかなと思いますので、そのあたりの検討はいかがでしょうか。

#### ○ 芝田広報広聴課長

現在のプロポーザル方式での入札については、ホームページのほうで募集をかけている、新年度もそういうスケジュールになろうかと思うんですが、当然ですけども、特に市外業者、市内業者という制限を設けて公募するわけではございませんので、こちらのほうに応募していただく事業者さんがいれば、私どものほうで選考していくという手続になりますので、そのあたりにつきましては引き続き周知のほうを努めていきたいというふうに考えております。

#### ○ 山口智也委員

あと、もう一つ、最後に専門業者の活用ということなんですけど、県内他市の状況はどのようなかということと、あと、費用対効果ということで、この費用面についても妥当なものなのかということらへんだけ、最後に教えてください。

#### ○ 芝田広報広聴課長

県内他市の状況でございますけれども、詳細な調査はしておりませんが、全て委託しているところもあれば、一部だけ委託しているところもあろうかと。全て直営でということもあれば、過去の経緯もございますので、他の自治体によっていろいろ状況は違うのかなというふうに思っていますけれども、ちょっと手元のほうに他市の詳しい資料まで持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

もう一点、金額のほうでございますけれども、デザインというのは非常に専門性が求められるところがございますので、例えばある業者にお聞きしますと、ポスター1枚をデザインするのにおよそ10万円ぐらい、ポスター1枚で10万円ぐらいかかるんだというふうな話も聞いております。そういった中で、私どもの広報紙のほう、特集記事につきましては毎回8ページ、本来の特集記事と、あと、その他で2ページ分特集しているので合計8ページを今現在設定しておるんですが、1ページ当たりの積算としては5万円強の金額で設定をしておるところでございますので、デザインというのは非常に専門性が求められるところがございますので、そのあたりを私どもとしては専門性が高いという形で金額としては妥当性があるというふうに判断しておるところでございます。

#### ○ 森 康哲委員長

これ、平成23年度に切りかえたときに他市の事例というのは調査した経緯があると思うので、そのときの資料がもしあれば、また後日にでも提出してもらえれば良いと思うんですけど、山口委員、どうでしょうか。

#### ○ 山口智也委員

そうですね。そういった資料があればお願いしたいなと思いますけど、四日市市は先進的な取り組みで魅力のあるものだと思いますので、引き続き、皆さんが見ていただいて喜ばれるものをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

広報紙のデザインのことでお伺いします。

平成23年度から職員の方が大きく参画というか記事の取材をして、内容をつくって、デザインだけお願いするという形で費用のこともお伺いをしたんですが、そういうことはとても大事なことだと思うんです。デザイン的にとても躍動感があり、私もとてもすてきななど思っていたんですが、先ほどの市民の方の意見というのは、やっぱりそれは何でも二分するというのはあると思うんです。もっと知りたいことを載せてほしいというような方の意見があるとすれば、例えば、今、喫緊で、四日市市のこれから進んでいく中で物事が二分とか三分して話し合われて、つまり考えているようなこと、プランはあるんですが、そういうような市民の意見が二分、三分しているようなことなんかをいろんな方面で取材をして載せる、そういう記事も特集の中に、例えば跡地利用のことであるとかそういうことも含めて、そういうことをすると、決まってから知ったということじゃなくて、議会というのもまた議会報もありますけれども、市としてこういうことを考えているんだということの中で、いろんなこんな多方面からの意見があるというのなんかを決まる前段階で、取材なんかをしておくとか市民の意識醸成になるというかそういうこともあって、多分、知りたいということはそういうこともあるのではないかなと、誰でもいろんな意見を持っています、ということで、そういう観点を進んで取り入れていただくことも一つかなと思いますが、今のは発信型のものですよね、これって。とてもすてきなレイアウトもあると思うので、だから、そういう形の議論を市民の中にも呼び覚ましたり醸成したりするという観点も、いつもじゃなくてもあってもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 藤井政策推進部理事

平成23年当時、切りかえについて私も部長でやっておったんですが、そのときの背景というのは行革の流れで、十数年、広報の紙面作成を委託しておったと。それが広報戦略会議というのをやった中でも、市職員としてどういうふうに考えておるのかというのが伝わりにくいというような意見もあって、今、委員がおっしゃったように新しい年度については、こういう事業を中心にやるというふうに予算でお認めいただいたことを中心に、庁内

でまず優先順位をつけながら市政アンケートなんかも加味した上で、この項目を今月はやって、次の次はこうやろうという位置づけをしたと。そこで掘り下げて紙面構成をしたという流れが現実なので、一つ、総合計画をつくるときに、その当時、討議型のシンポジウムというご質問を議会でいただいて、かなりの方に入っていていただいて総合計画をつくるまでの意見の場をつくったと。ですから、今、議員がご提案のことは、一つは柱としてやっぱり新年度の予算で認めていただいた柱の部分がある程度骨格にしながら、ある程度、半年とか、もうちょっと次の年の予算を考えるとしまでに政策課題的なことを一度チャレンジするというのであれば、それは議会の皆さんの納得いただけるようなやりとりというのは可能だと思います。だから、そこらについては確かに政策、決めるまでの広報活用、広報紙面のあり方ということにいけば、それは一つの新しい考え方というふうに思いますので、これはちょっと検討に時間をいただかないとなかなか、今ここで申し上げるのは難しいかなというふうに思いますので。

#### ○ 山本里香委員

大変微妙というか取り上げ方が難しいと思うんだけど、それも全面特集というそういう部分がある中でやっぱり、要求されている部分ではないかなと私は思ったので意見をさせていただきましたけれども、検討もしていただく中で、もちろんいろんな、年間、広報紙があると思いますけれども、大事なことかなと思って意見をさせていただきました。ありがとうございます。

続けて一つ。1ページのほうの四日市港管理組合の負担金です。これは、今先ほどの説明では総務関連費とか光熱費であるとか、そういう費用の出し入れのことでの補正ということなんですが、簡単に説明をしていただきましたけれども、四日市港管理組合全体の補正予算書がありましたら、後で結構ですので、いただけますでしょうか。いつですか。

(発言する者あり)

#### ○ 山本里香委員

よろしいですか。

(「もうちょっと先です」と呼ぶ者あり)

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

四日市港管理組合の補正予算書でございますので、ちょっと四日市港管理組合議会が後でありますので、その際にでよろしいでしょうか。

○ 山本里香委員

基本的に……。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

上程させていただいてからということ。

○ 山本里香委員

上程のときにね。

○ 森 康哲委員長

勝手にしゃべらないでください。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。

上程させていただいた時点でということでお出しさせていただきたいと思いますが。

○ 山本里香委員

そういうことになるとは思いますが、よろしくお願ひします。

そして、今説明していただいた以外に、いろいろな工事の進捗などで増減というか問題というか、そういうものというのがありますでしょうか。

○ 館政策推進部長

今のところ、そういう大きな事故があったとかそういうような問題は聞いておりません。前回か前々回のときに、たしか臨港道路霞4号幹線のところで大きなコンクリートがらが出てというお話があって、それはこの前ご説明したようなところでございまして、それ以

降、そういう大きな話が出たとか事故があったとか、そういうことは聞いておりませんので、今のところ工事費そのものを大きく補正するというところにはなってございません。

○ 山本里香委員

計画は順調に進んでいるというお答えだったと思います。

それでは、資料のほうを後ほどまた、出せるときにお願いしたいと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

よろしくをお願いします。

広報広聴課の部分なんですけれども、もともと広報紙の目的というのは伝えたいということから始まっていると思うんですよね。自分たちの政策姿勢についてご理解をいただきたいというところで、知りたいというのと伝えたいというのが合致することはもちろん、それを掘り下げて知っていただく上では大事だと思うんですが、市民の知りたいことに流されてしまうのはちょっと違うのかなというふうに考えます。先ほどのやりとりを聞いていて、芝田課長の答弁の中で、自分の知りたいような情報が記載されていないことについて不満があったとかというお声は、それは政策についてであれば真摯に受けとめるべきだと思いますけれども、自分たちが自信を持って立案してきた政策への理解の深度をより深めていただいて、市民の方にご理解いただいて共有していくというのが広報紙の目的だと思いますので、その部分はぶれずに進めていただきたいというふうに考えておるんですが、このあたりは私の考え方で間違いないかどうか確認をさせていただきます。

○ 芝田広報広聴課長

先ほど私が申し上げて、市政アンケートの中で自分が知りたい情報がなかなか載っていないという、例えば1例で申し上げますと、例えば、ある程度年齢層の高い方でしたら高齢者の福祉施策のところがこのところなかなかそういう記事が載っていないとか、そういうふうなご意見もございました。ですので、市民の皆さんがそのときに、要は何を情報として知りたいかというところだと思うんですけれども、そのあたりは、実際に私どもが

実施しています広報戦略会議の中では、行政としてはやはりきちんと、どこをターゲットにして、市としてどういう情報を訴えていくかといった、そういうところの広報戦略というのをしっかり持っていくことがやっぱり行政として一番大事なんだということで、しっかりした発信の柱を持ってやっていくべきだというご意見もいただいていますので、そういうところはもう私どもとしても、そういった広報戦略会議の中でのご意見も踏まえて、今現在も取り組んでおるという状況でございます。

## ○ 樋口龍馬委員

ちょっと質問と答弁がかみ合ったのかという疑問が残るんですけども。広報によって発信した内容が政策に対するフィードバックじゃなきゃいけないというふうに私は考えているということが言いたかったわけですね。広報の手法についての問題というのは、伝えたい情報が正確に伝わった上での問題提起であれば、それは政策に対するフィードバックにつながるべきであって、伝え切れなかったことがあるのであれば、それは広報として反省をしなければいけない点だと思うんですが、伝え切った上で、さらに市民の皆様から疑問であったり指摘であったりというのがある場合は、それは政策に対するフィードバックでなければいけない、そこをどういうふうな軸でつないでいくのかと、そういったところは課題として捉えていただきたいなと思うんですけども、市民の知りたいことだけを伝える情報では広報ではないと思うんですよね。そうじゃなくて、市がどのように、どんなことを伝えたいんだというのをより興味を持っていただけるような手法でもって伝えていくということが使命なので、広報戦略会議においても伝えたい情報を魅力的に伝えるためにどうすべきであるかと、そういったところに論点を絞ってやっていただきたいということなんですが、ご理解いただけますでしょうか。

## ○ 館政策推進部長

毎年、広報につきましては大体このあたりから来年度の広報計画を立てていきます。それは、毎年、何月にはどういったことをお伝えしていこうかと。例えば、通常4月、5月あたりですと新年度予算の概要についてお示しするとか、あるいは、例えば来年の、一つの例でいきますと、ことしいろいろな災害の関係でさまざまな課題がありましたけれども、梅雨時の前にはもう一度きちっと整理をして、防災、例えば避難というのはどういうことかとかそんなものを含めた防災体制などについて、例えば広報していこうとか、一応年

間を通じて、この時期にはこんなことを市として市民の皆さんにお伝えしなきゃいかん。先ほど理事が申しましたように新たな政策がもし行われることがあれば、新たな政策について適切な時期に広報の特集を組んでいくとか、そういった形でまずは年間の計画を立てさせていただきます。ただ、その中で、その年に入りまして、特集の6ページの記事のところについてはそういうことで計画を立てるんですけども、残りの2ページの部分につきましては、その時々、また急遽いろんな課題が出てきたりします。そういったところはその時期に応じた形にプラスして少し特集を組んでいくと、そういったことを対応させていただいておりますので、まず、軸はきちっとしっかりしたものを持った上で、先ほど山本委員もおっしゃられたような観点も含めながら、そういった部分も部分的に少し加えていけるような、そういったことは対応していけるのかなという思いはございますので、軸はぶれないようにはしていくつもりではございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

最後にします。

時事に合わせた物事というのは興味関心は高いですから、書き方というのはそんなに工夫がなくても、こんなことに取り組んでいるんだなと興味を持って見てもらえる部分ってあると思うんですが、政策を打っていく中では地味だけれども大切なことだとか、興味や関心を持っていただかなければいけないことというのはたくさんあると思います。そういったところに視点を絞って、地味で興味を持っていただけないようなところでも市民の皆様が市政に対してご理解いただけるような紙面づくりに力を尽くしていただきたいということをお願いいたしまして終わります。

#### ○ 藤井政策推進部理事

一つ、参考までに政策推進部ができたのが平成21年度なんですけど、それまで何年間か総務部に広報を所管する部署がありました。平成21年度に広報広聴課という形で政策推進部に、大昔に戻したということなんですけど、狙いは政策広報、今、樋口委員がおっしゃったように骨太の広報をすることですので、その辺については、先ほどのご質問、山本委員のご質問、あるいは、いろんな意見も踏まえてしっかりとやっていくというのが今の基本スタンスですので、よろしく申し上げます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

異議なしということで、全体会には送らないことになりました。

それでは、採決を行います。

反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りますので、理事者は入れかえを行ってください。

それでは、審査に先立ちまして、消防長より、ご挨拶をお願いします。

○ 後藤消防長

おはようございます。消防長の後藤でございます。

○ 森 康哲委員長

座ってをお願いします。

○ 後藤消防長

はい、失礼します。

本日は、平成26年度の四日市市一般会計補正予算をお願いしておりまして、債務負担行為の補正ということで庁舎管理、主に清掃業務の委託でございます。それから、もう一点は、総務常任委員会では楠総合支所が地区市民センターに移行することによりまして、消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正、もう一点は、地方自治法の一部改正によりまして条ずれが発生したことによりまして、四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約の一部改正をお願いしております。よろしくご審査いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）についての審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 坂倉消防本部総務課長

総務課長の坂倉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、消防本部関係分の補正予算につきましては、補正予算書と、それから、事前にお配りをしております予算常任委員会資料でご説明をさせていただきます。

まず、補正予算書でございますが、10ページをお開きいただけますでしょうか。平成26年度一般会計予算の債務負担行為の補正でございます。

10ページの第2表の中段ほどでございますが、消防庁舎総合管理業務委託費がございます。これは先ほど消防長からもご説明を申し上げましたが、消防庁舎の清掃、それから設備管理等々でございます。内容につきましては後ほど予算常任委員会資料のほうでご説明を申し上げます。期間が平成26年度から平成29年度までとなっておりますが、実質的には平成27年度、平成28年度、平成29年度の3カ年の業務委託を行おうとするものでございまして、平成26年度末に入札、契約という運びの予定でございます。限度額は4180万円、これ、3カ年でございます。1年にいたしますと、若干業務内容によって差はございますが、1年で1400万円弱という数字でございます。

それから、続きまして補正予算書の63ページをごらんいただけますでしょうか。

63ページでございますが、63ページの追加の表中、これも中段やや下ほどでございますが、消防庁舎総合管理業務委託費というのがございまして、ここには財源内訳を記載させていただいております。ほとんど一般財源でございますが、その他の特定財源といたしまして、朝日町にございます朝日・川越分署の庁舎管理費、これにつきましては、朝日町、川越町様のご負担ということ。加えまして、契約業者様が、いわゆる消防庁舎内に事務所を設置する。今も約7㎡ほど仮に事務所を置いておりますが、そういう場合の行政財産の使用料とか、いわゆる電気代の実費弁償分、これを特定財源として上げさせていただいております。

続きまして、予算常任委員会資料1ページでございますが、ここに少し業務内容、それ

から、本部庁舎等々、各施設の内容を記載させていただきました。主に庁舎管理につきましては本部庁舎、空調、給排水、衛生、電気設備の保守等でございます。あと、日常清掃につきましては、本部庁舎、それから、中央分署、北消防署、南消防署等をしていただいております。あとは、それぞれのビルの管理上のルールに基づきました空気環境測定、害虫駆除がございまして、また、貯水槽の清掃、それから、北消防署に緊急用貯水槽がございまして、これは3年に1回させていただくということでございます。

以上が、消防庁舎総合管理業務委託の補正予算の内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、質疑がありましたら、発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

念のために朝日町、川越町の負担分の明細をちょっと教えてください。

○ 坂倉消防本部総務課長

金額といたしましては…。

○ 森 康哲委員長

勝手に発言しないように。

○ 坂倉消防本部総務課長

済みません、総務課長、坂倉でございます。

申しわけございません。金額といたしましては、朝日町と川越町分が46万1000円でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、その差額分のほかが庁舎の行政財産使用料と電気代とかそういう理解でよ

ろしいの。

○ 坂倉消防本部総務課長

はい、そのとおりでございます。行政財産使用料が25万6000円を見込んでおります。それから、電気代が6万4000円を見込んでおります。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとう。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 日置記平委員

こういう業務委託というのは、消防だけじゃなくて本庁舎も、各出先もそうなんです、例えば、この1ページの庁舎管理の空調電気というのは、これは電気に関係するんやけど、例えば、消防にそういう電気技師というのがいないということはないだろうと思う。消防設備等にも電気等いろいろ関連してくるので、火災のときにね。それから、例えばの話よ、こういうものは庁内でそういう人たちが管理するということになれば外へ出さんでも済むわけやわね。それから、これ、空調測定という、これは環境の部分になってくるけど、例えばね。それから、日常の清掃なんて、これも職員でやれやんのかなって、そんなことを思ったり。ガラス清掃もそう。貯水槽の清掃等も上下水道局のほうへお願いしたらどうなんやと。緊急用貯水槽の清掃とかね。経費節減という一つの視点を置くならば、何でもかんでも業務委託で出せば、それは専門屋さんがいるので便利だし、職員の方はそれぞれの専門分野において100%それに集中できるという、それはありますよね。でも、そういう余裕はとってとれないことはないだろうというふうに、ぱっと瞬間的に思ったので、その辺のところはそういうことを視野に入れたことがあるのか、過去の習慣としてこういうふうになっているからそのとおりにやっていることなのか。今まではこうやって、やってきたんでしょうけど、いつからこういうふうになったのかって歴史的にはあるはずですかね。過去は、そんなことをみんなで力を合わせてやっておったはずなんやけど、何か、

縦割りだね、市の職員はお茶くみ当番ではないというふうな、一時期ありましたけど、来客があったら、私の業務はこれを与えられているのでお茶の当番とは違いますと、そんな話があったけど、それとはちょっと違うけどさ、違うけど、どうなんだろう。この辺のところの幾つかの項目の中で消防本部内で消化できるものがあるという起点に立ったことはあるのか、そんな方向でできるものはできる人が分担してやっていくということができれば、これはもう合理化の一環で、つながっていくんだし、そんなことも大事なかと、これからは。と瞬間的に思ったんですが、どうですか。

### ○ 坂倉消防本部総務課長

実は、日置委員から言われたとおり、前回も私ども、実は自分たちでできるところを一回見ようじゃないかということと、それから、やはり回数が適正かと。例えば、床のワックス清掃は年間何回というのがあるんですけど、そういう面でも前回見直しをしてやっております。ただ、まだまだ見直すところはあるかと思えます。先ほど、ご指摘がありましたように、日常清掃でございますが、実はこれ、本部庁舎は週6回やっているんですけど、ちょっと、いわゆる使用頻度が少ないところは週3回とか抑え込んでやっております。もう少し、私ども、使用頻度も見ながら、やっぱり自分たちでできるところはやっていこうというふうには思っています。先ほど委員も言われましたが、どうしても業者をお願いせないかんとところはやっぱりこれからもお願いをしていきたいと思えますし、例えば、ガラス清掃、1年に1回だけしていただくとかというようなことで通常はできるだけ職員が汗をかこうじゃないかという思いもございますので、そういったところは常にチェックをしながら、みずからできるところを、少し合理化できるところについてはまた見直していきたいと思えます。

以上でございます。

### ○ 日置記平委員

僕、申し上げたけど、かといって、霞ヶ浦の公園周辺を職員の人たちが木に登って、自分で木を伐採していて落ちてけがをしたというような、そんなこともありましたので、それはやっぱりリーダーの人がちゃんと注意をせないかんと思えますけど、そんなことは総合的に一遍、この辺のこともそういう見直しも必要かなというふうに思ったので申しあげました。

○ 森 康哲委員長

意見としてよろしいですか。

○ 日置記平委員

はい。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑がないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論なしということで、続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

異議なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございません

か。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

それでは、議案第66号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

議案第66号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 坂倉消防本部総務課長

総務課長の坂倉でございます。

引き続きまして、議案第66号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

説明につきましては、議案書と、それから、提出議案参考資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書でございますが、29ページ、30ページをお開きいただけますでしょうか。それから、提出議案参考資料でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか、済みません。

それでは、ご説明させていただきます。

議案第66号につきましては、楠総合支所が楠地区市民センターに移行することに伴う改正でございます。消防組織法第10条でございますが、消防本部及び消防署の設置位置及び名称並びに消防署の管轄区域、これにつきましては条例で定めることとなっております。本市におきましては、この今回提案させていただきます条例で各消防署の管轄区域を規定しておるところでございますが、楠総合支所の名称が楠地区市民センターと変更するというところでございますので、29ページ、新旧対照表がございますが、改正後のとおり、今回、条例の一部を改正させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第66号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第66号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

議案第85号四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についての審査に移ります。

議案第85号 四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては説明をお願いします。

○ 坂倉消防本部総務課長

総務課長、坂倉でございます。

それでは、引き続きまして、議案書129ページ、130ページ、それと、提出議案参考資料19ページをお開きいただけますでしょうか。議案書129ページ、130ページ、提出議案参考資料19ページでございます。

議案第88号四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会でございますが、これは平成19年度から四日市市と桑名市の消防本部が共同で桑名市の消防本部で消防指令センターを運営しておるということでございます。

この協議会につきましては地方自治法で地方公共団体の事務を共同で管理する場合は協議会として規約を定めて、議会の議決を得るという必要がございますが、この指令センターにつきましては、現在、この規約に基づきまして運営をしておるわけですが、平成28年4月には、これに菰野町を加えまして、中央分署で3消防本部の共同指令センターを目指して、現在整備をしておるところでございます。

今回の改正につきましては、この規約の第1条の協議会の根拠規定でございますが、本年5月に地方自治法が改正されました。主な改正内容は、中核市、特例市の統合などを含めた地方自治法の改正でございますが、この改正におきまして、協議会の根拠規定が地方自治法第252条第1項でございましたが、これが第252条の2の2第1項というふうに条ずれが生じました。それに伴いまして、この本協議会規約の変更を一部改正させていただくということでございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第85号四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第85号 四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りますので、理事者は入れかえを行ってください。

ここで10分程度休憩をとります。再開は11時からとします。

10 : 51 休憩

---

13 : 00 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開します。

予算常任委員会総務分科会の総務部所管部分の審査に先立ちまして、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 辻総務部長

総務部長、辻でございます。お疲れのところ、申しわけございません。座って失礼します。

この議会では、初日、本当に厳しいスケジュールの中、衆議院議員選挙の執行経費を先議いただきまして本当にありがとうございました。ポスター掲示の431カ所を初め、スケジュールどおり順調に進めさせていただいてございます。12月14日に投開票事務がござい  
ますけれども、緊張感を持って取り組ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日は人事院勧告に関係しました補正予算関係条例、このあたりを中心に、本日も重要な案件をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案の審査に入りますが、議案第53号、議案第54号、議案第56号、議案第58号につきましては、いずれも人件費の補正となりますので、議案第52号の審査とあわせて一括議題といたします。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費から第10款教育費における人件費補正部分並びに第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）及び第9目計算記録管理費について、また議案第53号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第56号平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）の各人件費補正部分についての審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～歳出第10款 教育費（人件費補正分）

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第9目 計算記録管理費

議案第53号 平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分）

議案第54号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（人件費補正分）

議案第56号 平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
（人件費補正分）

議案第58号 平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分）

## ○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては、資料の説明をお願いします。

## ○ 藤田人事課長

人事課、藤田でございます。

それでは、人件費補正についてご説明を申し上げます。

議案第52号の一般会計歳出第1款議会費から第10款教育費までの人件費補正部分、議案第53号競輪事業、議案第54号国民健康保険、議案第56号土地区画整理事業、議案第58号介護保険の四つの特別会計の人件費補正部分について、ご説明申し上げます。

人件費につきましては、各課に分かれております関係上、補正予算書は24ページ以降からとなっております。説明については11月補正予算参考資料、こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。ご準備をよろしく申し上げます。

11月補正予算参考資料2ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回の人件費補正の主な理由といたしまして、まず1点目でございますが、平成26年人事院勧告に準拠した条例改正に伴います給与の増額でございます。内訳といたしましては、月例給が2200万円、勤勉手当が1億1000万円、通勤手当が5000万円、合計1億8500万円の増額でございます。

2点目でございますが、こちらは当初予算時の積算人数と実配置した職員の差による減額でございます。平成26年度の当初予算で積算をいたしました人数と平成26年4月1日に配置いたしました人数との差でありますとか、4月以降退職した人数の差が出ておまして、内訳といたしましては、一般職級が1億8800万円、嘱託職級が4000万円、合計といたしまして、2億2800万円の減額となるものでございます。

続きまして、3点目でございますが、無給または給与減額される育児休業の新規取得分による減額というものでございまして、本年4月以降で新たに育児休業を取得いたしました職員に係る給与等、1億9000万円の減額でございます。

4点目でございますが、時間外勤務手当、その他職員手当等による増額でございます。ことし3回の災害待機等に係る時間外勤務等で6300万円を要しておまして、時間外勤務手当の増額のほか、ほかの職員手当の減額と合わせまして、合計1億5000万円を増額するものでございます。

1ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらについては、会計別、支出内容別の補正額内訳をお示ししております。

補正の総額でございますが、一般会計におきましては8800万円余の減額、特別会計にお

きましては500万円余の増額、合計8324万5000円の減額をお願いするものでございます。

人件費の説明は以上でございます。

## ○ 森調達契約課長

調達契約課の森でございます。

引き続き、資料は補正予算書25ページ及び11月補正予算参考資料8ページになりますが、説明につきましては、別途お配りをしております総務常任委員会関係資料総務部という資料でさせていただきます。表紙が総務常任委員会関係資料となっております。

よろしいでしょうか。

表紙を2枚めくっていただきますと、予算常任委員会総務分科会資料の1ページになります。調達契約課として補正予算をお願いするのは、タイトルにありますように公契約審議会委員報酬でございます。さきの8月定例会で議決をいただきまして、10月6日に公布しております四日市市公契約条例が来年1月に施行予定としていることから、条例で規定する四日市市公契約審議会の開催経費1回分をお願いしたいと思います。

2のほうに審議会の役割を記述しております。審議会では、毎年の施行状況の確認をいただくほか、条例の目的を達成するための施策に関しても調査審議をお願いするもので、市長が意見を聞くほか、委員の皆さんの発意でも開催できることとしております。

委員につきましては6人を予定しており、大学教授と弁護士の方の学識経験者2人、そして、調査審議の内容は労働者の労働条件に関することも重要なウエートを占めることから、事業者の代表者及び労働者の各代表2人に委嘱させていただき、計6万4000円をお願いするものでございます。

また、次に、予算に直接かかわるものではございませんが、少し時間を頂戴いたしまして、参考までに2ページをごらんください。条例で別に定めるとした四日市市公契約条例施行規則に定める事項を挙げております。内容は8月定例会で提出した総務常任委員会資料と変わってはおりません。

まず、(1)にありますように、審議会の会長の選任、そして、会議の開催などに係ることについて規定しております。そのほかに、(2)①にありますように、条例第6条関係で履行体制の確認を行う契約の範囲を50万円以上の工事と規定しております。

また、②では、条例第7条関係で労働条件の報告を求める契約の範囲を1000万円以上の清掃・施設管理等業務委託並びに1億円以上の工事としております。

また、③にありますように、報告を求める内容は、アの就業規則等の規定に関することを初め、エのその契約の業務に従事する労働者の最低賃金などとしております。

なお、米印にありますように、報告を求める契約につきましては平成27年4月1日以降に契約を締結するものと考えております。

説明は以上でございます。

## ○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課、江崎でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、第9目計算記録管理費のご説明をいたします。

資料は同じく補正予算書24ページと補正予算参考資料の11ページ、それから、予算常任委員会資料の3ページでございます。資料の用意、よろしくお願いいたします。

説明は補正予算参考資料11ページで行いたいと思います。補足といたしまして、予算常任委員会資料の3ページをお開きください。

番号制度関連システム改修経費といたしまして、今回、補正をお願いしております。

目的といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法というものでございます。この公布に基づきまして、社会保障、国民年金、国民健康保険、福祉関係などがございますが、これらと税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって公平で公正な社会を実現するため、今年度から番号制度に関係するシステムの改修を開始いたします。

内容でございますが、番号制度関連システムの改修については6月に補正予算を認めていただきまして、住基システムの改修に着手しております。今回は、引き続きまして、住民税、固定資産税などの税関連システムの改修に着手するというものでございます。

それから、平成29年7月から、国や他の自治体との情報連携を行うために、地方公共団体情報システム機構が管理します中間サーバーに係る整備費負担金、これもお願いしたいと思っております。主な税関連システムの改修、それから中間サーバーの説明については後ほどもう少し詳しくさせていただきたいと思っております。

中ほどにいきまして、税関連システムと中間サーバーについては改修額5800万円と211万4000円ということで、合計6011万4000円をお願いしております。

それから、スケジュールですが、これは6月定例会議会の補正予算のときと番号制度の内容につきましては変わっておりませんが、もう一度確認しておきますと、平成27年10月

から番号の付番と住民への通知ということで通知カードを郵送で皆様に送らせていただくこととなります。

それから、平成28年1月には、実際のカードとしまして個人番号カード、これはプラスチックのカードでございますが、平成27年10月に通知カードを送るときに申込書、個人番号カードの申込書も入っておりますので、ご希望の方が個人番号カードを申し込むことによりまして、実際にカードをお配りする、この開始が平成28年1月からということになります。

それから、1年後の平成29年1月から情報照会、提供、これは主に国と自治体との連携ということになります。

最終は右下になるんですが、情報連携開始ということで、平成29年7月、これが番号制度の最終目標ということになっております。

補足内容でございますが、中間サーバーの整備負担金ということでお願いしておりますが、今回は平成26年度負担金ということになります。あと、平成27年度の作業がございまして、これ、一旦、平成26年度の負担金という形で今回は予算をお願いしております。

既存システム改修につきましては、先ほどちょっと申しました7月から住基関係のほうを設計改修しておりまして、今回は税関係ということでございまして、1月から設計改修ということで予定をしております。これが今回の補正予算をお願いしている部分でございます。

それから、福祉関係につきましても進めていく必要があるわけですが、これは来年4月からということで、現在、当初予算で設計改修を進めることを考えております。その後、連携テストとか全体の総合運用テストを行いまして、先ほど申しました平成29年7月に情報連携を開始して、マイナンバー制度が完成するというふうなスケジュールになっております。

引き続きまして、税関連システムの改修内容と中間サーバーの内容を少しご説明させていただきたいと思っております。

総務常任委員会資料の3ページをお開きください。ここに税関連システムと中間サーバーの内容が説明してございまして、まず、税関連システムの改修内容でございますが、これは税関連システムの、まず調査・分析を含めた概要設計を行うということで、項目別に4点ございます。

一つは、個人番号、法人番号の取得ということで、個人番号、法人番号と、それから、

地方公共団体が保有しております税情報とのひもつけ及び特定個人情報の管理ということになります。特定個人情報というのは個人番号と個人情報が合わさったものをそう呼んでおりますが、この特定個人情報を保護できるようなシステム設計をしていくということでございます。

それから、2点目が、個人番号、法人番号を活用できるようにするという事で、検索機能の追加でありますとか、業務画面の表示、入出力帳票の変更、名寄せキーの追加などを行います。

それから、3番目に、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会と。これは、情報をやりとりして、例えば添付書類とかを要らないようにしていくというわけですが、そういうふうなシステムでございます。

それから、4点目に、個人データを提供していく必要がございますので、中間サーバーのデータベースにセットする仕組みを構築いたします。

少し長くなりましたが、以上が税関連の改修内容でございます。

それから、中間サーバーでございますが、これもちょっとわかりにくい言葉なんです、これは他団体と情報連携を行うために、個人情報の副本を置いておくサーバーということで、コンピューターの機械でございますが、それを置くことによりまして他の自治体との連携がスムーズにいくようにするというものでございます。

それから、1枚めくって4ページにいきまして、実際の中間サーバーを使った情報連携のイメージがここに書いてございます。

B市からA市へ情報連携をするときに、中間サーバーを使って、同じくA市の中間サーバー、B市の中間サーバーというふうに、ここをやりとりするということによりまして、直接既存システムが影響を受けないといいますかセキュリティがかかるというような内容になっております。

それから、3番目に行かせていただきます。特定個人情報保護評価ということですが、これは補正予算に直接関係するものではございませんが、システム改修を進めるに当たって必要なものでございまして、少し補足をさせていただきます。

マイナンバーを扱う事務というのが個人情報の保護対策をどのように講ずるかをとり決める必要があります。また、特定個人情報保護評価書というのを作りまして、その内容を明記しておく必要がございます。該当の事務が保有する特定個人情報ファイルの件数によりまして、作成する評価書の内容は変わってきます。現在は平成27年10月に12桁の個人

番号の付番と通知などの事務について評価書を取りまとめている最中でございます。これは事務記録の関係でございます。事務基本台帳の関係でございます。これらを来年の1月から2月にかけて、市民から意見募集を行いたいと思っております。

あと、税、福祉関連につきましても同じような作業が必要でございますので、平成27年度にかけて順次評価書を作成する予定でございます。

以上で説明を終わります。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

質疑なしでよろしいでしょうか。

#### ○ 山本里香委員

資料3ページで、番号制度の住基関連システム、これはもう始まっている、それらを確立、きちんとしていく中の平成26年の一段階ですけれども、確認をさせていただきたいのは、この番号制度を使うことによって、市での業務は、つくるのは大変だけれども、これができることによって自分のところのまちの中、あるいは、他市町との連携も含めて、ここに書いてもらってあるように事務的なメリットがあるということで進めるんだと思いますが、市民の方にとって、各個人個人にとってメリット、デメリットというのは、事務をお願いするときにそれが早くわかるとかそんなことなんでしょうかね。

例えば、これ税とか福祉関連がありますけれども、これを利用すること、これを確立することによって脱税ができなくなるとか、それから年金の、今まで手作業でとか、それをコンピューターに入力するときに問題がいろいろ起こってききましたけど、そういう不明確な部分が一切なくなるということになるんですか。

#### ○ 森 康哲委員長

答弁は簡潔にお願いします。

#### ○ 江崎 I T 推進課長

まず、メリットということでございますけど、今までいろんな申請において添付書類、

例えば所得証明でありますとか、住民票などの添付書類を求めることが多々ございます。これらにつきまして、番号制度が開始されることによりましてデータ連携というのができますので、ネットワークを通じまして情報をやりとりすることで添付書類がなくなると事務がスムーズに、市民の方にとって余分な添付資料、あるいは、そういう手続が必要なくなるというのは一つございます。

それから、所得の把握とかそういう面でございますけれども、個人番号ができることによりまして、今まではっきりしなかった資料、例えば、名前が変わっているとか同姓同名、また、生年月日がわからないとか、いろんな、誰のものであるかわからないような資料がございます。これらにつきましてはやはり個人番号がつくということで誰のものであるかというのは確実に把握されることになりますので、その辺、行政のほうから見ると事務の効率化とか公平性ということにつながるわけですが、市民のほうからとりますと、確実な課税をしてもらうというようなことで、メリットという部分があればちょっと違った把握をされると逆に不都合になって、今まではわからなかった部分がきちんと取得把握されてくるようになったというようなところはございます。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員長

松村次長、補足をお願いします。

#### ○ 松村総務部次長兼総務課長

総務部次長の松村でございます。

若干、補足といいますか、どういったものについて、例えば所得証明をつけなくていいのかというのは、各自治体でいろんな所得証明を添付していただいている書類がありますが、今後、それにつきまして四日市市でどういったものについて省くことができるのかというのは十分検討していく必要があるということで、各自治体によって、そのメリットというのは変わってきます。

それと、委員さんが言われましたように、適正な把握という意味では、これによりまして市外に転出された人でも同一の人間であるということが把握できますので、適正な課税を行うことができるということでございます。

以上でございます。

○ 山本里香委員

システムは市町ずつでそれぞれなので連携はできるようなにはなっているけれども、その利用についてはまちまちで違う形になっているんですか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

済みません、マイナンバーとして国共通の部分はありますが、それ以上に付加して各自治体でそれをどう活用していくかというのは各自治体で検討していくという部分はあります。もちろん国で統一的に住民の利便性を増すという部分はありますが、例えば、国のほうで、今、健康保険証と一体化するというようなことも考えていますので、そういった部分は国民全般的にメリットがあるということで、それぞれ自治体、あるいは国のほうでいろいろ検討していくということになっております。

以上でございます。

○ 山本里香委員

内容をここではもう深めませんが、本人かどうかを番号で管理をすること、なりすましやそういうことで、それはどんなに完璧に近いだろう制度をつくってもいろんなことは起こってくると思いますけど、一元的に管理ができて、それが当人さんにとってメリットでもあり、もしかするとデメリットかもしれないとか、あからさまになるということの中で不安を感じてみえる方も、今のところはまだありますが、不明瞭であった部分、本来は個人個人にメリットがあるべきはずなのに、不明瞭であった部分が解決される可能性が高いという趣旨でやってみえるということの確認だけしました。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山口智也委員

関連して、この中間サーバーについてなんですけれども、具体例でちょっとわかりやすく教えてもらいたいんですけれども、例えば福祉関連がほかの自治体と連携すると、例えば生活保護の引き継ぎであるとか、あるいは、例えば子供の居所不明の問題であったり、

また、高齢者であれば徘徊の広域的な取り組みであったり、そういったところまでメリットが及ぶという理解でいいのでしょうか。

○ 森 康哲委員長

答えられますか。

○ 林 I T 推進課補佐

I T 推進課の林です。よろしくお願いします。

先ほど山口委員からご質問がございました件について、ちょっと具体的な事務の内容についてまではここで答えがなかなかできにくいところがございます。また、これから各原課のほうで検討としているところがありますのでちょっとお答えできないんですが、この中間サーバーをまず使っているということ自体、それぞれ、今までは各市町ごとで持っていた番号、宛名番号と言いますが、これで業務をそれぞれ各市町が独自の番号でやっていたものが、今回マイナンバーで全国統一の番号でつけられたということで、その番号を使うことによって各市町と、この4ページの上にあります情報ネットワークという国のネットワークとの間に中間のサーバーを置いて、これで各市町とやりとりすることによって、いろいろな情報の連携、照会であったり提供ができるようになるという仕組みでございます。ですので、その中には、以前住んでいた他市の自分の所得証明の情報、そういった情報をこの中間サーバーを通して取得したり、以前の情報を、いろいろそういったものを取得することによって、今までは紙でしかできなかった審査とかを、こういったデータを使って効率的にできるようになるということでございますので、具体的にはちょっと、済みません、事務はこれからということで申しわけございませんが。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論がないということなので、続いて、全体会へ送るかどうかという確認をさせていただきます。

本件につきましては全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

異議なしということで、送らないことに決しました。

それでは、採決に移ります。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費から第10款教育費における人件費補正部分並びに第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）及び第9目計算記録管理費について、また、議案第53号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第56号平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）の各人件費補正部分について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費～第10款教育費（人件費補正分）、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）、第9目計算記録管理費、議案第53号 平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分）、議案第54号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（人件費補正分）、議案第56号 平成26年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第58号 平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

総務常任委員会の議案の審査に移りますが、議案第61号ないし議案第63号については一括して議題といたします。

それでは、議案第61号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてないし議案第63号四日市市職員給与条例の一部改正について、理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

議案第61号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第62号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第63号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○ 藤田人事課長

人事課、藤田でございます。

それでは、議案第61号の四日市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第62号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正並びに議案第63号四日市市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、一括し

てご説明申し上げます。

議案書は1ページから19ページでございます。提出議案参考資料につきましては、1ページをお願いいたします。また、提出議案一覧表でございますが、こちらについては2ページから5ページをお願いしたいと思います。なお、説明につきましては、提出議案参考資料と提出議案一覧表に基づいて説明をさせていただきます。

まず、提出議案参考資料の1ページのほう、こちらをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明を始めさせていただきます。

議案第61号から議案第63号までの条例改正につきましては、いずれも本年度の人事院勧告に準拠いたしまして、関係する条例の改正をお願いするものでございます。本年度の人事院勧告につきましては、去る8月7日に出されまして、民間給与実態調査は例年どおり、企業規模、事業所規模、いずれも50人以上の全国の民間事業所から抽出した約1万2400事業所を対象に調査が行われました。調査の結果でございますが、公務と民間の給与比較におきまして、月例給で1090円、ボーナスにおきまして0.17カ月の民間との差額が発生することから、7年ぶりに引き上げの勧告が出されたものでございます。

具体的な勧告の内容といたしましては二項目ございまして、まず、(1)でございますが、給料表の引き上げでございます。これは一般職に対するものでございまして、官民の比較による格差是正ということで、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて、給与月額平均0.3%を引き上げるというものでございます。

次に、(2)でございますが、本年12月期の期末勤勉手当の支給月数の改定でございます。

まず、指定職でございますが、議案第61号並びに議案第62号の内容がこの部分でございまして、議員の方々、市長、副市長の期末手当に係る支給月数を変更するものでございます。現在、1.55カ月であるものを1.70カ月に、0.15カ月を引き上げるものでございます。

また、一般職員につきましては中段でございまして、勤務実績に応じた給与の推進のための勤勉手当に配分するものでございまして、勤勉手当の支給月数を0.675カ月から0.825カ月、0.15カ月分を引き上げるものでございます。下段は再任用職員の勤勉手当につきまして、0.325カ月分を0.375カ月分、0.05カ月分引き上げるものでございます。

続きまして、申しわけございませんが、提出議案一覧表の2ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、議案第61号でございますが、議員の方々の期末手当でございます。平成26年度は、さきに説明させていただいた支給月数でございますが、平成27年度以降につきましては、今年度引き上げた0.15カ月を6月と12月に分割して配分するといったものでございます。

続きまして、議案第62号につきましては市長及び副市長の期末手当でございますが、支給月数及び6月、12月の配分は議員の方々の期末手当の配分と同じでございます。施行期日につきましては、両議案とも平成26年度分につきましては本年12月1日から、平成27年度分以降は平成27年4月1日でございます。

3ページの議案第63号につきましては、一般職員に対するものであります。

まず、(1)でございますが、人事院勧告に準じて一般職員の給与月額を平均0.3%引き上げるものでございます。(2)は勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。平成26年度管理職以外の一般職員を例に説明をさせていただきます。

勤勉手当の支給月数を0.675カ月から0.825カ月に0.15カ月引き上げるものでございまして、資料に記載はしてございませんが、これに合わせた期末手当につきましては2.6カ月でございますので、期末勤勉手当を合わせた年間合計については現在3.95カ月が4.1カ月となるところでございます。

4ページ以降でございますが、一般職員の管理職、再任用職員の勤勉手当についてお示しをしております。平成27年度以降につきましては、今年度引き上げました0.15カ月を6月と12月に配分するものでございます。施行期日につきましては、給与の改定は平成26年4月1日、平成26年度の勤勉手当の支給月数は12月の期末手当の基準日でございます平成26年12月1日、平成27年度以降の勤勉手当の支給月数に係る部分については平成27年4月1日でございます。

最後に、今回の一般職員に対する給与改正につきましては、職員団体との交渉を持ちまして妥結をいたしているところでございます。

議案の説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

#### ○ 山口智也委員

議案第63号についてお聞きしたいんですけども、ちょっと教えてもらいたいんですが、3ページの人事院勧告に準じて、職員さんの給料を若年層に重点を置きながら0.3%、月額上げるとのことなんですけど、これ、0.3%引き上げは、平均すると1人お幾らぐらい上がるということですか。

○ 藤田人事課長

約1000円ぐらいでございます。

○ 山口智也委員

それから、この若年層に重点を置くという部分は、これも人事院勧告に従っての理由ですか。

○ 藤田人事課長

人事院勧告に基づいて、人事院勧告のほうで若年層に重点を置いて今回出されたものでございますので、それに従いまして給与改定を行うものでございます。

○ 山口智也委員

そうすると、人事院勧告に従ってということでは本市独自の判断で若年層に重点を置いて給料をしっかりと充足させていくという、本市の判断で今後もこれを続けていくということではなくて、あくまでも国の人事院勧告の判断に基づいてということなんですね。

○ 藤田人事課長

議員がおっしゃられるとおり、あくまで人事院勧告に準拠して給与改定を行っていきたいと考えております。

○ 山口智也委員

行政ですので当然のことだとは思いますが、若い世代の子育て世帯の職員さん等が働きやすい環境、給料面ではこういう人事院に従うというのはしようがない部分なんですけれども、それ以外の福利厚生であったり、ちょっと議案とは関係ありませんけれども若い職員さんが働きやすい環境というのを求めていきたいなと思いますので、よろしく

お願いします。

○ 山本里香委員

今、山口委員のほうから職員給与の議案第63号についてのことなんですが、平均して1000円程度の賃上げになるということなんですが、今回の、若年層に厚く、それから、ベテランの方には薄くじゃないけれども、傾斜配分的に若年の方に厚くという考え方の中で、平均は1000円ですが、若年層では2000円ぐらい上がるというふうに聞いておりますが、そうすると、現実的には、全体像として、例えば中堅どころ、ベテランの方というところとなるのか、概要ですけど。

○ 藤田人事課長

若い職員については、その給与アップ額が高くなってございまして、私ども高齢層については数百円程度といった形が今回の勧告でございまして。

○ 山本里香委員

数百円、若干ということですね。現実的には、それではという思いもあるかもしれませんが。ただ、今回のここに出ている、今遡及しての給与の、全体的な給与の分配と、それから、月額給与の来年度からというのと2本立てですよ、これ、今、ここに出ているのは。それとともに、今回、人事院勧告については今までも問題点を指摘してきましたけれども、今回、今まで特例で引き下げられていた部分の遡及の部分と今後の部分とがあるんですよ、これ。違うんですか。期末勤勉手当などは遡及の部分で出てきたのではないんですか。ちょっとそのところ、教えてください。

○ 藤田人事課長

期末勤勉手当でございましてけれども、一般職員は勤勉手当だけでございまして、今までこちらに、1ページにお示ししておるように0.675カ月であったものを12月1日施行ということで、この12月分が0.825カ月になるということで、0.15カ月、昨日のボーナスについては反映をしておりますが、議案としてお認めいただいた場合については、議了後、また差額としてお支払いをするものでございまして。

## ○ 辻総務部長

若干補足をさせていただきます。これ、人事院勧告と申しますのは、給料につきましては、ことし4月分の給料での民間との比較でございます。ただ、ボーナスは去年の8月からことしの7月分までの1年間を人事院が調査してございます。年間分を均衡させるというので、今、山本委員さん、過去は引き下げのときもあったと思うんですけれども、それは年間で均衡させるという意味合いで調整をされてございます。今回の場合も、去年の8月からことしの7月までの年間でこれだけ差がありますから、年間分を、今回は、12月のボーナスで調整をします。来年は12月と6月に均等に割ります。そういうような考え方が人事院勧告の考え方でございます。

## ○ 山本里香委員

現実的に差があったからということで調整をする、遡及という言葉がいいかどうかかわからないですけど、という形だと思うんですが、それとともに人事院勧告では二つのことが大きく出ていますよね。人事院勧告で差を埋めなさいというのと、今後の給与のことで。それは、今回は差を埋めなさいの部分だけがここにあって、今度、次からの、大変心配をされる総合的見直しの考え方は来年度の予算を含めてとか、3月とかに条例で出てくるんですか。

## ○ 藤田人事課長

人事院勧告については大きく、先ほどご説明申し上げた件と、議員がおっしゃられました総合的見直しです。給与の総合的見直しについては今まさに組合と折衝中でございますので、協議が整いました暁には、また条例をお願いするものでございます。

## ○ 山本里香委員

そうすると、今回は調整のためということで、それでも傾斜配分があるんですけれども、人事院勧告については問題点も指摘してはございますけど、これは絶対せなあかんことだと思いますので、最低限の補償だと思います。

## ○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。  
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。  
反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。  
それでは、議案第61号四日市市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
についてないし議案第63号四日市市職員給与条例の一部改正については原案のとおり決す  
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第61号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関  
する条例の一部改正について、議案第62号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費  
に関する条例の一部改正について、議案第63号 四日市市職員給与条例の一部改正  
について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

13 : 48 休憩

---

13 : 53 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会の会計管理室所管部分について、会計管理者よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉会計管理者

会計管理者の坂倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は市税の源泉徴収漏れがございまして、個人事業主の方などに大変ご迷惑、あるいは、ご心配をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、会計管理費の補正をお願いしておりますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○ 弓矢会計管理室長

会計管理室長の弓矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

ちょっと待ってくださいね。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費についての審査に入ります。理事者におかれましては、資料の説明をお願いします。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 弓矢会計管理室長

会計管理室長の弓矢でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費の補正予算につき

まして、ご説明申し上げます。

補正予算書のほうは24ページから25ページ、資料につきましては、11月補正予算参考資料の9ページから10ページ、それから、さきの議案聴取会のほうでご請求いただきました追加資料、それと、予算常任委員会資料の中の会計管理室、会計というインデックスがつけられたところがございます。

それでは、まず、11月補正予算参考資料の9ページの源泉徴収漏れ所得税額の納付をごらんいただきたいと思います。

ここの2の内容のところに記載がございますように、ことしの9月に四日市税務署のほうから依頼がございまして、平成22年1月から平成26年8月までの期間に、本市の測量士であるとか建築士等への支払いの際に所得税が正しく源泉徴収されているか、それから、それと合わせまして、平成25年1月から東日本大震災の復興財源に充てるために10%の所得税に対しまして復興特別所得税というのが0.21%上乘せされることになりましたが、その上乘せ分の漏れがないかにつきまして、自己検査、自己点検を行いました。その結果、徴収漏れが判明したということがございます。したがって、法律に基づきまして、徴収漏れの所得税、それと、復興特別所得税とともに支払い遅延によって課せられる延滞税、それから、法定期限までに完納しなかった場合に課せられる不納付加算税を源泉徴収義務者である市が四日市税務署に支払うために補正予算を計上させていただくものでございます。

一般会計につきましては、この表の一番上の行に記載がございますように、延べ117件、31所属におきまして49人について徴収漏れがありました。一般会計では、所得税の徴収漏れ額は441万7975円で、延滞税が15万6890円で、不納付加算税が18万6500円で、合計金額の476万1365円、これを税務署に納付しなければなりません。したがって、3のところに記載がありますように、補正予算額は一般会計では476万2000円を会計管理室所管の会計管理費のほうで一括して予算計上を行います。なお、源泉徴収漏れの所得税441万7975円につきましては支払い相手から回収いたしますので、（財源内訳）のところに記載がございますように、その他特財が441万7000円となります。

続きまして、右側、10ページをごらんください。

これは、今回の調査対象の法人ではない測量士、建築士等の個人事業主への市の支払いに対する所得税の流れを図示したものでございます。本来の正しい流れ、一番上に書かれていますように、市が委託料等を個人事業主に支払う際に所得税を源泉徴収して、その翌

月の10日に市が所得税を税務署のほうに納付いたします。それに対しまして、現状、真ん中の図でございますが、過年度分につきましては、市が所得税を徴収せずに、支払った委託料等の全額を個人事業主が所得として既に確定申告をして、その所得税を税務署のほうに完納済みということでございます。ちなみに、支払い相手が個人ではなく法人の場合につきましては、源泉徴収を行う必要がないために、この流れ、真ん中の図が正しい流れということになります。

そして、今回の対応の流れはどうなるかというのを示したのが一番下の図でございます。

まず、前提としましては括弧書きのとおり、法律によりますと個人事業主が所得税を納付していたとしても市の所得税義務は消滅しないため、以下の手続が必要となります。

まず、①市が源泉徴収漏れ所得税を税務署に自主納付しますと、後日、税務署からの納付通知に基づきまして、改めて延滞税と不納付加算税を税務署に納めるということとなります。

一方、②市が所得税を自主納付いたしますと、個人事業主に対しまして、その所得税を請求する権利が市に生じるということになりますので、それを個人事業主にお支払いいただくということになります。

そして、③個人事業主は更正の請求というその手続を税務署に行うことによって所得税の還付を税務署から受けることができるということになります。

それでは、次に、予算常任委員会資料のほうをごらんいただけますでしょうか。会計というインデックスがつけられたところでございます。

こちらは先日の記者会見の前日、11月6日に全議員さんに配付させていただいた資料と同じ内容になっております。この1ページに記載の経緯、それから、自己点検の概要、自己点検の結果につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

それで、2ページのほうをごらんください。

こちらのほうは調査依頼があつてからの今までの対応経緯について記載してございます。9月2日の日に四日市税務署から自己点検依頼がありまして、会計管理室のほうでほかの自治体の状況を調べるとともに、全所属に対して調査依頼を行いました。その結果を取りまとめて、回答期限の10月6日税務署に回答書を提出いたしました。

今回の税務署の調査依頼につきましては、回答書の提出に伴いまして源泉徴収漏れの所得税と延滞税と不納付加算税の支払いが市に生じること、それと、市の支払い相手である個人とか個人事業主さんの皆さんに面倒な手続が必要となり、ご迷惑をかけるということ

になります。したがって、市が本当にそれらの支払い義務があるのかという法的確認とともに、それから、支払い相手にご納得いただけるような説明と所得税の回収手順について具体的な方法をまとめる必要がありました。そういうことで、税務署の回答への回答以降もその作業等に時間を要しまして、結局11月7日の金曜日に記者会見を行いまして、週明けの月曜日には該当する所属長と担当者を集めて、回収手順についての説明を会計管理室のほうで行ったということでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

5、今後の対応としまして記載がありますように、まずは11月中に職員が該当する相手に直接出向きまして、おわびと説明を行いました。その後の対応の基本的な流れにつきましては、今議会で補正予算を承認いただいた後、源泉徴収漏れの所得税を税務署に市が自主納付いたしますと。その約1カ月後に延滞税と不納付加算税の納入通知が市のほうに送付されますので、それで税務署にその額を納付するということになります。

一方、市が自主納付予定の12月24日以降に支払い相手に再び職員が出向きまして、説明を行った上で所得税の納入通知を相手にお渡しして、市に納めていただきます。そして、相手が既に確定申告をして、所得税納付済みの場合につきましては税務署に更正の請求をしていただきますと、約2カ月後までに通知が来て、それから、一月半までに所得税が本人に還付されるということになります。

そして、次、6の今回の所得税漏れの要因といたしましては、個人事業主を事業所名、例えば何とか建築設計事務所ですとか、そういう名前から徴収の必要がない法人と誤認したということ、それから、復興特別所得税の徴収につきましては事務処理上適用時期を誤って入力したということが挙げられます。

最後、再発防止策といたしましては、ここに記載がございますように、（1）源泉徴収制度の周知、それから、適正な事務処理に向けた研修会を定期的を実施すること、そして、（2）各所属と会計管理室における支出書類の審査の際に源泉所得税が適正であるかというような確認を決定するという。そして、（3）会計規則に基づきまして、各所属で行っています会計事務の自己検査、それから、会計管理室が各所属に出向いて実施している自己検査におきましても源泉所得税、点検を強化すること。

以上、3点の取り組みによりまして再発防止を図ってまいりたいと考えております。

それから、最後に、もう一つの追加資料につきましては、先日の議案聴取会で小川議員からご請求いただきました、ことし4月から8月までの月別の源泉所得税漏れの一覧表と

なっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論なしということで、続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

送らないという確認がとれました。

それでは、採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

理事者の退室をお願いします。

ここで10分程度休憩をとります。再開は2時20分よりとします。

14：08 休憩

---

14：19 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き、予算常任委員会総務分科会財政経営部の所管部分に移りたいと思います。

部長より、ご挨拶をお願いします。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。

本日は、財政経営部は一般会計補正予算、それから、指定管理者の指定議案2本、それから、土地の処分についてと計4本の議案を上程させていただいておりますので、どうかご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費及び第2項徴税費（関

係部分)、歳入全般並びに第2条債務負担行為の補正(関係部分)及び第3条地方債の補正についての審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第22目 諸費

第2項 徴税費(関係部分)

歳入全般

第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

第3条 地方債の補正

○ 森 康哲委員長

なお、本件のうち、四日市市ふるさと応援寄附金感謝の気持ち贈呈経費に係る事案については、市民に意見募集を行い、その結果、2件の意見が出てきております。寄せられた意見につきましては本日資料としてお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課長の荒木です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、補正予算(第5号)、総務管理費、諸費でございます。

資料につきましては、まず補正予算書につきまして、26ページから27ページと、まず、予算書の27ページの上段にございます説明欄、償還金、過年度国・県支出金等返還金でございます。こちらの説明につきましては、こちらの補正予算参考資料の13ページをお願いいたします。

過年度国・県支出金等返還金でございますが、昨年度、平成25年度の決算に伴いまして、国・県の支出金でもらい過ぎた分について返還すると。国・県にそれぞれもらい過ぎておった分を返還するというものでございます。国庫支出金、負担金と補助金を合わせまして1億4700万円余、県支出金でございますが、負担金、補助金を合わせまして3600万円余、

国と県合わせまして1億8400万円余の補正をお願いいたしてございます。

次に、積立金でございますが、積立金につきましては、資料、あっちゃこっちゃして申しわけございませんが、概要のほうをお願いいたします。補正予算の概要というものの5ページでございます。申しわけございません。5ページの中段どころでございますが、参考というところをごらんいただきたいと思えます。

都市基盤・公共施設等整備基金でございますが、こちらにつきましては、がんばる地域交付金でございますとか、平成25年度からの繰越金の一部を財源といたしまして、今後、必要となるスポーツ施設整備でございますとか、あるいは、公共施設のアセットマネジメントなどの経費で今後の公共施設の整備に備えるために積み立てを行うものでございまして、積立額、11月補正をお願いしてございますのが、11億9900万円余の積み立てをお願いしてございます。積み立て後の残高につきましては、一番右の欄でございますが、31億8000万円余を見込んでございます。

続きまして、同じく総務費の第2項調整費でございます。こちらにつきましては、補正予算書につきましては、同じく26ページ、27ページ、それと、説明につきましては、参考資料の14ページをお願いしたいと思います。

14ページでございます。ふるさと応援寄附金、感謝の気持ち贈呈経費でございます。市外在住の方からふるさと応援寄附金をいただいた際に寄附金額の2分の1相当の感謝の気持ちといたしましてお礼の品を贈呈するというところを行ってございますが、今年度に入りまして寄附件数が当初の見込みを上回るということから、お礼の品の支出額につきましても480万円の増額補正を行うものでございます。なお、歳入の寄附金につきましても経費の2倍の額、960万円を計上してございます。

続きまして、歳入全般ということで、補正予算書のほうは16ページから23ページというふうになってございまして、説明につきましては、また補正予算の概要のほうでお願いしたいと思います。概要の2ページでございますが、開いていただきますと、一般会計の歳入についてということで歳入全般につきまして主なものにつきましてご説明申し上げます。

第14款国庫支出金の上から5段目でございますが、地域活性化効果実感臨時交付金及びずっと下の欄に行ってくださいまして、第16款財産収入等、第20款諸収入の1段目と3段目、括弧書きで新名神関連というふうに記載させていただいておりますが、こちらのものにつきましては個別資料をつくってございますもので、後ほどそちらで説明させていただきたいというふうに思います。

それと、第19款繰越金でございますが、8月定例月議会で平成25年度の決算認定をいただきまして、平成25年度の実質収支額24億5700万円余でございますが、当初及び8月補正予算で既に計上いたしております額、補正前の額ということになってございますが、8億8300万円余を除く全額全てを15億7300万円余を計上いたしてございます。

また、第21款の上から5段目でございますが、今後の健全な財政運営を図るということから、市債の発行の抑制といたしまして臨時財政対策資金で3億2300万円余を減額いたしてございます。

その他の歳入につきましては各歳出の出に伴います特定財源というふうになってございますもので、説明については控えさせていただきたいと思っております。結果といたしまして、歳入合計11億4003万9000円を計上いたしてございます。

次に、参考資料のほうに行ってくださいまして、こちらの57ページをお願いいたします。

先ほどの国庫支出金の欄で申し上げました地域活性化効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金でございます。昨年の国の好循環実現のための経済対策に伴いまして、平成25年度の補正予算、平成26年度の当初予算補正をお願いいたしました本市が追加実施する公共事業等の事業費から、下のほうに計算式が書いてございますが、国庫補助金等の特定財源を差し引きしました当市の実負担額に財政力指数でございますとか、行革努力に応じた率でございますとか、そういった一定の率を掛けまして交付されるというものでございます。

今回、交付限度額といたしまして9333万7000円の内示がございまして、補正をお願いするものでございます。なお、この歳入につきましては、下の表でございますが、充当事業一覧というところで記載させていただいてございますが、既に当初予算でお認めいただいております9事業に充当するものでございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。新名神高速道路関連の歳入でございます。

新名神高速道路の建設用地といたしまして市有地を中日本高速道路株式会社に売却するというものでございますが、下の地図でちょっと見にくくて申しわけないんですが、少年自然の家、水沢市民広場、こども未来課が所管しておりますが、こちらの二施設、あるいは、中段の茶業振興センター、農水振興課の所管でございますが、また、管財課の所管をいたします山林原野、それぞれ内訳を59ページのほうに記載させていただいてございますが、財産売り払い収入移転補償費と合わせまして、2億2600万円余を売り払うというものでございます。

まず、（１）財産売り払い収入でございますが、土地、立木の売り払いにつきまして、１億300万円余を財産売り払い収入といたしまして計上するとともに、工作物や建物、残地補償といった移転補償費につきましては１億2300万円余でございますが、雑入として収入いたすものでございます。なお、今回の11月補正予算でございますが、こちらで計上をお願いしてございますのが、市が収去した後、支払われる、いわゆる３割相当額と言っておりますが、財産売り払い収入でございますと2300万円余、あるいは、雑入でございますと3600万円余、合わせました5960万円余を除く１億6700万円余を計上いたしてございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、第２条債務負担行為の補正ということで、補正予算書10ページをお願いいたします。補正予算書の10ページでございます。

債務負担行為補正で追加ということで、関係部分についてご説明申し上げます。表の下から三つ、施設保守管理委託等に要する経費から、事務用機器等運用経費でございますが、それぞれ平成27年４月１日から業務を開始するに当たりまして、事前に契約行為に入ることに伴う債務負担行為の追加でございますが、明細につきましては先ほどと同じ資料の、参考資料の63ページをお願いいたします。

63ページでございますが、こちらが施設保守管理委託等に要する経費でございますが、市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託など、32項目の合計としまして、限度額２億4390万円、期間は平成26年度から平成27年度となっております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

こちらにつきましては業務事務処理委託等に要する経費でございますが、四日市市議会だより印刷業務など43件、合計の限度額としましては４億5090万円、期間につきましては、こちらにつきましても平成26年度から平成27年度ということでお願いしてございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

事務用機器等運用経費でございますが、こちらにつきまして、まことに申しわけございません、こちらのページにつきましては差しかえということで、本日お願いしたいということで、申しわけございません。

## ○ 森 康哲委員長

お願いします。

## ○ 荒木財政経営課長

大変申しわけございません。

こちらでございますが、パソコンのリース等、11項目で限度額3990万円、期間につきましては平成26年度から平成34年度までということで追加計上をさせていただいております。

こちらは本日の差しかえでございますが、ナンバー4の車両とナンバー5の車両の（単価契約）につきまして違いがわかりにくいということから、追加で下の欄に説明書きを加えさせていただいたものでございます。

ナンバー4につきましては車両7台分を7年間リースするというものでございますが、ナンバー5の単価契約につきましては業務量に応じまして月ごとに借上げを行うというものでございまして、税関係の部署につきましては、平成27年度が評価がえの年に当たるということで借上げ台数は延べ28台というふうになっておりまして、表を見ていただきますと、5月、6月、2月というふうになく使用しない月があるということは、年度間によって借上げ台数も変わるというものにつきましては、費用対効果も見の中で、このような月ごとの単価契約を行っているものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正でございます。こちらにつきましては、補正予算書の11ページをお願いいたします。

第3条地方債の補正で追加ということで、農林施設災害復旧事業資金ということで、8月9日から10日にかけてまして、本市が被害に見舞われました台風11号による影響で川島地区の農地でのり面崩壊が起きました。それに対する復旧工事に対する資金ということで30万円を追加計上いたしてございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらのページにつきましては、変更といたしまして道路整備事業資金から公共土木施設災害復旧事業資金まで、臨時財政対策資金を除く5項目で、歳出の補正に伴いまして、特定財源でございます地方債も変更を行うというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

## ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、ご質疑がございましたら、発言をお願いします。

## ○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

歳入全般の部分、ふるさと納税のところでお尋ねをしたいと思います。補正予算参考資料の14ページのところです。

先般も新聞記事に出ておりました四日市市としての、この枠での増額はあるものの歳入全般としては減収傾向にあると。四日市市内の本屋さんに行っても、ふるさと納税ガイドブックみたいなのが4種類とか5種類とかあって、四日市市が紹介されているものは1冊だけでありましたが、それも欄外のところに記載されていると。

市内に在住の方が他市町に対して応援をかけているという事例が多々あると思うんですが、その把握をされているのかというところが1点と、市外に居住されている方たちに対するPRということに終始してしまいますし、記念品の部分でのマイナス分だとかというところでの今回の補正に当たるんですが、これも国の制度の一環でありますので、なかなか四日市市が、じゃ、やめたらいいのかという話にはならないとは思いますが、今後の見通しと、どのように減収部分に対して対応していくのかという考え方があれば教えてください。

## ○ 大谷市民税課長

市民税課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、樋口委員のほうからご質問いただきました寄附に伴う歳入の減というところでございますが、これ、税法上、寄附をいただくと寄附をいただいた方は、2000円を超える部分について一定の限度額までの部分について所得税、県民税、市民税のほうから税額控除を受けることができます。

例えば年収700万円で、ご夫婦とお子さんがみえる方が3万円寄附された場合は2000円を除く2万8000円については税額控除ということで税金が返ってくると。今、委員がおっしゃっていただきましたように、例えば、市内にお住まいの方が自分の出身地の鹿児島市さんに寄附をされたというような場合は、鹿児島市さんは歳入がふえると。2000円を除く2万8000円の部分というのは、四日市市で税額控除されて四日市市の歳入が減るところでございます。

平成25年度に、この控除によって幾ら私どものほうから税額控除でお金を市民の方にお

返ししておるかというのは、平成25年度につきましては519万円でございます。私どもの四日市市に寄附をいただいた金額というのが、平成25年度で128万2000円というところでございますので、よその市から私どものほうへ寄附をいただいた額よりも四日市市の市民の方がほかの市町村へ寄附をされて、それが地方税法の規定にのっとって税額控除で市内の方にお金をお返ししておるほうが多いという事実はございます。

県内他市の状況等を見ますと、やはり市外の方へのPR、あるいは、地場製品のPR等を兼ねてお礼の品を返してみえるというところが多いんですが、例えば鈴鹿市さんなんかはお礼の品なしというふうなところで、純粹に地元を応援したいという気持ちの部分のみで寄附として受けてみえるというところもございますので、そういった状況でございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

なかなか厳しい現実だと思うんですね。じゃ、四日市市がやめると言ったから四日市内から他市町に寄附する方がいなくなるという話でもありませんし、自治体間競争がこう、うーっと高まってきて過渡期にあるのかなというふうに思うんですが、この制度を抜け出せないのであれば積極的な広報に打って出なければいけませんし、これらの本って、買えとは言わないですけど確認はされているんですかね。ちょっと教えてください。

#### ○ 大谷市民税課長

書店に置いてある本を全部把握、確認できているかというところちょっと自信はないんですけども、何種類かについては確認をさせていただいております。

#### ○ 樋口龍馬委員

なるべく取り上げていただけるような形でしっかり売り込みをしていていただきたいと思います。担当部局の声というので四日市市というのがあったのが本当に1冊だけでしたので、私が見た中では。よろしくお願いします。

#### ○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

#### ○ 山口智也委員

補正予算参考資料の63ページの債務負担行為補正についてお聞きしたいんですけれども、また、こちらの補正予算書の10ページで、この期間としては、平成27年度までの債務負担行為ですね。事務用機器は平成34年度までですけれども、それ以外は平成27年度までということで、これ、やはり効果を上げていくために複数年度の契約というか債務負担を組んでいくということが必要ではないかなと思うんですけれども、そこら辺の考え方だけ教えてください。

#### ○ 荒木財政経営課長

先ほどの債務負担行為の考え方でございますが、まず、冒頭申し上げましたように、平成27年4月1日からその業務を行うというものにつきましては入札行為に入ることから債務負担行為をお願いしてございます。これは、まず1点ございますが、それを長期間のスパンでとったらどうやというご意見やと思うんですが、例えば、施設の管理運営費なんかでいきますと3年をお願いしておるものもございます。あるいは、5年間お願いしていくものもございますが、ただ、業務に関しましては、毎年、やり方を変えると申しましようか、見直しをやっていきます。仕様で1年間やってみまして、来年度はこういった仕様にしようとか、若干内容を変えて業務を出していくということから定型の業務というものが、なかなかわかりづらい説明で申しわけございませんが、毎年変わっていくというようなイメージで捉えてもらえればよいと思うんですが、そういったこともございますことから、長期間同じ業務を一定に契約することについてはしていないという状況でございます。

以上でございます。

#### ○ 山口智也委員

私、基礎知識がなくて本当に申しわけないんですけど、例えばあさけプラザなんかですと、平成29年度までの期間ですけれども、それと、じゃ、例えば図書館とどう違うのかとか、ちょっとその辺の、僕は何が違うのかというのがよくわかっていなくて質問しているんですけれども。これ、詳細を見ると、先ほどのご説明はわかるんですけれども、そうじゃなくて、もうちょっとこう単純なというか、そんなに変化のないようなものもあるんじゃないかなというふうに僕は思っています。複数年度の契約によって効果を上げていくということも考え方としてはあってもいいのではないかと思いますので、しっかりご検討い

ただきたいと思います。

それから、もう一点、済みません。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 山口智也委員

この63ページに詳細な積算額が示されておりますけれども、この積算の根拠というか正確性についてちょっとお聞きしたいんですけれども、過去の実績等々でさまざまな積算根拠を持ってこういう数字を並べられていると思うんですけれども、これは実際、決算額とかと比較して正確性というのはどうなんですか。実際、正確な部分で数字が並んでいるんですか。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課の荒木でございます。

こちらにつきましては、1件1件それぞれ各担当所属から要求書という格好で予算の要求書をもっています。それにつきましては、委員がおっしゃっていただいたように、過去3年間の実績、それについて把握するように努めてございますもので、1件1件きちんと過去の実績を把握してございます。ただ、先ほど申し上げましたが、年度によっては大きく仕様を変えたりした部分でちょっと上がったり下がったりする部分もございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

執行状況をしっかり把握、確認していただいて、後々、負担が大きくなるようにして、しっかりチェックのほうをしていただければと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論がないようですので、続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

異議なしということで、それでは、採決に移ります。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費及び第2項徴税費（関係部分）、歳入全般並びに第2条債務負担行為の補正（関係部分）及び第3条地方債の補正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費、第2項徴税費（関係部分）、歳入全般、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、

第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

理事者の入れかえはないね。

それでは、総務常任委員会の議案第80号四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定についての審査に入ります。

議案第80号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては、資料の説明をお願いします。

○ 村上管財課長

管財課の村上でございます。お願いをいたします。

それでは、議案第80号四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明をいたします。

議案書につきましては119ページ、提出議案参考資料につきましては17ページでございますが、説明につきましては総務常任委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

総務常任委員会資料の5ページ目をごらんください。委員会資料が議案番号順でございますので、飛ばしていただいて、5ページ目からお願いをいたします。委員会資料5ページ目をよろしくお願いたします。

今回、指定管理者の指定を行おうといたします総合会館集会施設は市民の文化活動や市民交流の場として設置いたしました公の施設で、総合会館8階の北側の第1から第5会議室と和室からなる貸し館施設でございます。

この施設につきましては平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っており、今年度末で現在の指定管理期間が満了することから、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで3カ年を新たな指定期間といたしまして指定管理者の公募を行ったところでござ

います。

この公募に対しましては1団体から応募があり、外部の学識経験者7名で構成されました四日市市指定管理者選定委員会によりまず応募者ヒアリング及び審査を経まして、指定管理者の候補として選定されました公益財団法人四日市市文化まちづくり財団を次期指定管理者として指定しようとするものでございます。指定管理者の募集及び選定の経過につきましては、資料の4番、募集及び選定の経過の部分と6ページ目以降の選定審査報告書のとおりでございます。

また、選定結果につきましては、資料の5番、選定結果の概要でございますが、評価項目ごとの詳細な得点につきましては、追加資料12ページの別紙がございますが、12ページの別紙のほうで詳細はございます。

提案内容に関する得点につきましては、65点満点で41.6点でございます。また、提案価格の得点につきましては、応募団体が1団体であったことから配点の35点そのまま得点となり、合計得点は76.6点となっております。

最後に、提案価格2342万6000円の内訳でございますが、この指定管理業務につきましては、同じ総合会館内の視聴覚センターの貸し館業務を合わせて委託することで業務の効率化を図ることとしておりまして、集会施設の指定管理業務、それから、これと合わせて委託いたします視聴覚センターの貸し館業務に係る経費、委託料でございますが、その内訳は、委員会資料5ページの一番下の米印に内訳を掲載しておりますので、お願いをいたします。

説明は以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○ 日置記平委員

応募団体は1団体と言われたけど、聞き間違いかな。

#### ○ 村上管財課長

公募をいたしましたところ応募団体は1団体でございまして、四日市市文化まちづくり

財団が委員会で選定されたということでございます。

○ 日置記平委員

何か理由があったんやろうか、1団体だけって。難しいんかな、技術的に。

○ 中山管財課長補佐

管財課、中山でございます。

これといって明確な理由というところまでは事業者さんにお聞きしたわけではないんですけども、総合会館の貸し館業務と、それから、視聴覚センターの貸し館の業務というところで、一般的な事業者さんから見ると、ちょっとビジネスチャンスといたしますか、もうけを見込むところがなかなか難しいという業務なんだろうなというふうな感じはしております。おかげで、今まで公募をいたしましても、四日市市文化まちづくり財団さん以外のところが参加いただいたということは過去にも実績がございません。常に、この四日市市文化まちづくり財団さんだけが応募いただいているという状況でございます。

○ 日置記平委員

よろしいわ。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第80号四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第80号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

それでは、議案第81号四日市市本町プラザ駐車施設の指定管理者の指定についての審査に入ります。

議案第81号 四日市市本町プラザ駐車施設の指定管理者の指定について

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては、資料の説明をお願いします。

○ 村上管財課長

管財課の村上でございます。

議案第81号四日市市本町プラザ駐車施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

議案書につきましては121ページ、提出議案参考資料につきましては17ページでございますが、説明につきましては先ほどの総務常任委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

まず議案の詳細な説明に入ります前に、総務常任委員会資料の21ページ目をごらんください。最終のページになりますが、最終から手前のところになります。21ページ目をごらんください。

この駐車施設は、あり方の検討を進めておりますもので、その検討状況と、今回、次期指定管理者の公募手続に入らせていただいたところを説明させていただきたいと思います。

21ページは本町プラザ駐車施設に係る指定管理者の指定と施設のあり方の検討についてでございます。

まず1番、次期指定管理者の公募についてでございます。当該施設に係る現在の指定管理者の指定期間が今年度末で満了することから、今年度中に次期の指定管理者を選定する必要があり、駐車施設のあり方について検討している最中にはありますが、これと並行する形で平成26年6月に指定管理者の公募を実施いたしました。ただし、施設のあり方の検討結果によりましては指定管理期間の途中で施設を休止することが想定されますことから、施設を休止した場合は双方協議の上、指定管理料を減額することがあることを公募条件に追加して事業者を募集したものでございます。

次に2番でございますが、駐車施設のあり方に関する検討状況でございます。

(1)でございます。車高制限の緩和や入出庫の迅速化に向けた施設の改修についてでございます。従来の考え方といたしましては、車台パレットを間引きいたしまして、車高の高い車を収容可とする点がございます。ただし、この場合につきましては収容台数が減少するということになります。

次、もう一点は、モーター等の駆動装置を交換し、スピードアップを図る点がございました。それにつきまして四角の囲みでございますが、状況の変化がございまして、国土交通省におきまして機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインが策定され、この10月に改定をされたところでございます。

このガイドラインにつきましては、次の22ページ目をごらんくださいませ。次の22ページ目に概要が書いてございますが、関係部分をかいつまんで説明させていただきます。

大きな4番、製造者の取り組みのところでございます。下の表にございますように、現在の本町プラザ駐車施設の適合状況が、丸の場合は適合、三角の場合は新ガイドラインについては一部不適合、バツは不適合ということでございまして、4番の丸つき数字、2、3、4については一部不適合ということで、例えば4番、安全確認ボタンを操作した後でなければ装置が稼働しない機能がなければならない、こういった点がございます。また、

不適合で11番、13番、ございます。11番につきましては、安全を確認できるモニター等の設置、13番につきましては、退避場所、また、非常用脱出口、非常ボタンを設置するところとところが不適合で安全対策が必要になってまいる点でございます。

済みません、戻っていただきまして、21ページ目を続けてまいります。

ガイドラインに沿った既設の駐車施設の改修方法につきましては、いまだメーカーにおいて技術的な検討段階にあり、具体的な改修方法は確立されておられません。ガイドラインは安全性を確保するためのものであり、改修を実施することでこれまで以上に入出庫に時間がかかることが予想されます。これをカバーするための昇降モーターの交換、スピードアップにつきましても、国土交通省の型式認定の関係で任意には交換できない状況でございます。

続きまして、(2)番、もう一つの検討事項でございます。附置義務台数と周辺駐車場の活用という点でございます。従来の考え方といたしましては、周辺の民間駐車場や市営本町駐車場にはほとんど空き区画はなく、新丁ひろば駐車場15台だけでは現在の附置義務台数24台を確保することができないという点でございます。こちらも状況の変化がございます。国土交通省が定めます標準駐車場条例、これは各地方公共団体が定める駐車場条例のひな型でございますが、それが平成26年8月に改正されました。本市におきましても、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例を同様に今後改正した場合、本町プラザの附置義務台数は現在の24台から18台に減少する見込みでございます。

周辺駐車場の活用など、何らかの方法で残り3台分の駐車場が確保できれば新丁ひろば駐車場と合わせて附置義務台数18台をクリアすることは計算上可能と見てまいる見込みでございます。

(3)番で今後の進め方でございますが、車台の間引き及びガイドラインに沿った施設の改修に係る費用等の詳細を整備していきたいと思っております。

次、もう一点は、附置義務台数に係る条例改正の動向を把握してまいります。そして、新丁ひろば駐車場や市営本町駐車場の活用の可能性の検討など、情報の収集や課題の整理を行い、本市としての考え方をまとめた上で改めてご意見を伺ってまいりたいと考えております。

済みません、ページを戻っていただきまして、13ページで議案の説明に入らせていただきます。13ページをごらんください。

今回、指定管理者の指定を行おうといたします本町駐車施設は本町プラザの駐車利用者

のみならず、一般の利用者にもご利用いただける駐車場として設置いたしました公の施設で、60台収容可能な機械式の立体駐車場でございます。この施設につきましても平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っており、今年度末で現在の指定管理期間が満了することから平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年を新たな指定期間といたしまして指定管理者の公募を行ったところでございます。この公募に対しまして3団体から応募があり、外部の学識経験者7名で構成されました四日市市指定管理者選定委員会によりまず応募者ヒアリング及び審査を経まして、指定管理者の候補者として選定されました。ミディ総合管理株式会社を次期指定管理者として指定をするものでございます。

指定管理者の募集及び選定の経過につきましては、資料の4番及び14ページ以降の選定審査報告書のとおりでございます。また、選定結果につきましては資料の5番に記載しておりますが、評価項目ごとの詳細な得点につきましては20ページ目の別紙のとおりでございます。

選定審査報告書の詳しいご説明は省かせていただきますが、18ページ目をごらんいただければと思います。18ページ目の審査講評をごらんください。

今回、応募のあった3団体の提案につきましてそれぞれコメントが記載されております。まず、候補者として選定されましたミディ総合管理株式会社につきましては、施設の利用促進や利用者の利便等の向上に向けた提案が充実しており、提案価格も応募者の中で最も安価であったことから候補者として選定されたということでございます。

また、総合得点では次点となりました日本管財株式会社につきましては、提案内容は充実していたものの、業務の実施に関する人員配置計画に疑問があり、適正な業務の履行が担保できないという判断がなされたものでございます。

次に、現在の指定管理者である株式会社ゴールド美装社につきましては、堅実な提案内容でありましたが、他の団体と比較するとやや物足りない内容であったことでありました。また、提案価格が最も高額であったことから、これまでの指定管理者としての実績を加味しても総合的な評価において及ばなかったということでございます。

最後に、13ページの下でございますが、ミディ総合管理株式会社の提案価格8760万円の内訳でございますが、この指定管理業務につきましても指定管理業務とは別に本町プラザ本体の清掃警備等の業務をあわせて委託することで業務の効率化を図ることとしておりまして、駐車施設の指定管理業務、それから、これとあわせて委託します本町プラザの清掃警備等の業務に係る経費、委託料でございますが、その内訳は資料13ページ一番下の米印

に記載いたしましたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、この本町プラザの立体駐車場の件に関しましては3年前の指定管理者の選定の際にも議論をした経緯がございます。あり方についていろいろ議論をした上で、いろいろな問題点も浮き彫りにされておりました。その中に附置義務条例が今回変更になったということで、早急にまた当委員会としてもあり方を検討する必要があると思います。それを踏まえまして今回の指定管理者の議案が上がりましたので、そうした経緯を踏まえて審査に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、ご質疑よろしく申し上げます。

○ 日置記平委員

今回決まったのはこの会社ですけど、その前は、ごめん、どこだったっけ。

○ 村上管財課長

資料13ページの5番に選定結果の概要がございますが、一番右側の株式会社ゴールド美装社でございます。現在の指定管理者はこのゴールド美装社でございます。

○ 日置記平委員

ここに3年間やってもらったんですか。そうだね。

○ 村上管財課長

はい。

○ 日置記平委員

わかりました。ありがとう。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 藤井浩治委員

ゴールド美装社さんは市内の事業者なんですけど、このミディ総合管理株式会社と2番目の日本管財株式会社というのは本社はどこなんですかね。これ、ちゃんと書いておいてもらわないとあかん。本社は。どこに書いてあるの。日本管財株式会社。

○ 中山管財課長補佐

ミディ総合管理株式会社につきましては大阪市でございます。それから、日本管財株式会社につきましては東京都。区までは記憶してございません。東京都でございます。

○ 藤井浩治委員

それはその管理者に指定された事業者以外にも記載しておいてもらわなきゃいかん。それから、議案聴取会の際に小林議員がこの件について、地元事業者の育成、それから、地域経済の活性化、これを採点の際、評価点にいかん反映させるシステムがあるのかという質問もされて、ここに、20ページに地域貢献というところがあるんですけども、これを見ているとミディ総合管理株式会社のほうがゴールド美装社より高いか同じぐらいの点数になっていると。これ以外に地元業者に配慮するような評価のところちょっと見当たらないんですけども、その辺も含めて、地元事業者の育成、地域経済の発展について、どのようにお考えでしょうか。部長から答えてもらおうか。

○ 内田財政経営部長

ただいま、藤井委員のほうから地元事業者の育成、地域経済の活性化という観点で指定管理者の選定にどのように配慮していくかというご質問をいただきました。20ページの資料を見ていただきますように、今回の指定管理者の選定の項目として改めて地域貢献という項目を設けさせていただいて、ただいま藤井委員がおっしゃられた部分については前回の公募から変えてきたというところがございます。まだまだこの部分以外にないというご意見もございましたけれども、前回の指定管理者の選定委員会から比べまして、この部分はその点を踏まえて、改善させていただいたというところがございます。

以上でございます。

○ 藤井浩治委員

この件の冒頭に委員長がおっしゃったように、3年前にも駐車場の附置義務についていろいろ議論してきて、その際にも地元業者の育成ということも話題になっておったわけなんですよね。今回、ミディ総合管理株式会社が市外の大阪で、地元はこれまでやっていたゴールド美装社のみであって、この地域貢献の評価点には反映されていないということは今後も評価点について考慮していただく必要があると思うんですよ。この後、入札制度についてもやるんですけど、それも含めて。やはり地元の業者が育成されて、地域経済に貢献してもらえば、おのずと税収も拡大するわけで、特に財政経営部の皆さん、その辺をしっかりと認識していただかなきゃいかんと思うんですけれども。どうですか。

○ 内田財政経営部長

ただいまいただいたご意見、この選定委員会の中で、この審査表の中で、まずもう一工夫できないかということは十分検討してまいりたいと思いますし、それによって、今、委員がおっしゃられました本市の税収アップにつながると、これは非常に好循環ということと認識してございますので、その点については今後検討を深めていきたいと思います。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

委員長から一言言いますけれども、この20ページの資料から市内の地域貢献という点数を見ましても、決して、これ、市内業者と他府県の業者との開きが読み取れない。どこに差があるのか読み取れない数字が出ていると思うんです。やはりこういうところはしっかり議会の意見を反映していただいて、今後、選定の際には数字にあらわれるような配慮をお願いしたいと思います。

○ 山本里香委員

19ページと20ページのこの一覧表を見ていまして、ちょっとどういうふうな点のつけ方かなと思ったところが、上から2段目の市民の平等な利用が確保されていることということで、その3社の大きな差はないんですけれども、市民の平等な利用と。

それで、19ページのその内容を見ますと、市民の平等な利用について考慮されているか、

正当な理由なく一部の市民に利用制限や優遇をしたりすることはないか、公共の仕事という倫理性や法令遵守について認識し、対応しているかと。これは委員さんがつけた点なので、理事者の皆さんがこのことについてということではないんですが、これが、例えば満点で4点の配点になるんですか、これが。4点の配点、大項目の配点が12点で、これ、17.6点とか16.8点ということは、市民の平等な利用が促進されていないという事実がこのそれぞれにあるということなんですかね。私ちょっと、この配点、自分が採点者であったらどのようにつけるのかって、いろんな情報をこの方たちが持ってみえるのかもしれないんですけども、それがちょっと私は理解に苦しむ項目なんですけれども、今までもこれはあったと思うんですが、今改めて、この三つを見比べながら、3者を見比べながら、どこにどんな違いがあって採点されたのかなとずっと見ていったときに、17.6点、17.6点、16.8点と、三つのうちの差は何が差なのかなとか、何かこう漫然とした資料が委員さんに行き渡っているんですかね。わからなかったら……。

#### ○ 村上管財課長

管財課、村上でございます。

この評価項目、1、2、3は、指定管理者の条例手続に書いてございます視点の三つがこのような形で共通に評価されております。詳細はちょっとわかりにくいんですが、このたびの業務は駐車場の入出庫の管理という業務でございます。提案の内容に沿った内容でございますので、市民の平等な駐車利用が考慮されているかとか、正当な理由なく制限、制約しているかという点については特に入余りがないようなものでございますので、そこで差がつかなかったのかなと思います。ちょっとほかに、じゃ、なぜここでこれだけ、1社だけ点数が低かったり、どこが違ったのかはちょっと詳細を今把握してございませんので、申しわけございません。

#### ○ 山本里香委員

一律の評価表の中で、一律というか一般というか、いろいろで使う、その中でこれがあって、これでさっきの入り込む余地のない状況だなというイメージがこの仕事の内容としては、業務の内容としてはあるんだけど、差がついているので私はちょっと不思議だなと思って質問したままで、そんなに大きな差はついていないですけども、審査される方が点数をつけるので、何か特別なことが話題に上って、その話し合いの中で何かあったから

かなと思って聞いただけですので、ちょっとこのことについては今後の課題だと思っています。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 毛利彰男委員

評価表、今の話でちょっと合点がいかないというか、もう少し詳しいお話というか資料があればいいなと思ったんですけれども。といいますのが、今、この8700万円のうち、駐車場の利便性の向上とかその辺を論じる点数に非常に重きに置いているというんだけど、ただ、それ、390万円でしょ、駐車場のお金は。ほか、だから、20分の1ぐらいだ、全体のうちの。全体のうちの20分の1ぐらいのお金の部分で、それが非常にクローズアップされて、それで評価をするというのはちょっと納得がいかないし、それから、評価の点数の具体性というか、なぜそういう点数になるのかという表がもしあるんだったらやっぱり見せていただいて、納得できるかどうかというのは判断したいなと思うのと、それから、18ページにもすごくクローズアップされて、今の話で書かれているんですけれども、施設の利用促進や利用者の利便性、快適性の向上に向けた提案、これに非常にウエートを置かれておるんだけど、ゴールド美装社はやや物足りなさがというふうにあるんですね。ミディ総合管理株式会社さんは提案が充実、日本管財株式会社さんも提案が充実と、具体的に何がどう充実しているんでしょうか。ゴールド美装社さんは何が物足りないか、具体的に教えていただけたらと思います。だから、非常に、三つ、今言いましたよね、全体金額のうちの駐車場の金額がそれほどウエートを置かれたものじゃないということ。それから、3番目の提案の中身ですね、これがどう。それから、点数の根拠となっている裏づけのことが、こういう委員会の方からはきちんとした言葉で、文章で出るんでしょうかねという、こんな三つの質問。

○ 中山管財課長補佐

管財課、中山でございます。

今、毛利委員からお尋ねいただきました3点ですけれども、まず、提案の内容、三つの団体から、その利用促進、利便性の向上等についての提案内容について、どう差があるの

かという点からお話をさせていただきます。

まず、ミディ総合管理株式会社さんの、その部分についての提案内容で指定管理者になれば利用促進に向けてこういうことをやりますという提案がございまして、具体的に申し上げますと、まず、駐車をしやすくするための鏡の設置、あるいは、利用者の方に貸し出しをさせていただきます傘の設置、傘の貸し出し、それから、防犯カメラの設置、案内看板の設置、利用促進のためのティッシュやチラシの配布と、こういった提案がございました。

それから、日本管財株式会社さんにつきましても、案内看板、あるいは、傘の貸し出し、それから、自転車の貸し出し、利用パンフレットの配布等々の利用促進の提案がございました。

ゴールド美装社さんにつきましては、周辺企業への訪問のセールス、案内看板の設置、新聞折り込みチラシの配布といった提案がございまして、各委員におかれまして、ミディ総合管理株式会社さんと、それから日本管財株式会社さんの提案のほうが少し魅力的に映ったということでございます。

それから、各委員がどういう基準でもって配点をしたのかというそこら辺の根拠でございますけれども、私どものほうには採点結果といたしまして、各項目ごとの得点だけの資料しかいただいているものですから、なぜ、こういう得点になったのかという詳細な理由のところまでは私どもは把握できないという状況でございます。

それから、最後に、全体で8700万円を超える提案価格の中の本当にわずかな部分、390万円の指定管理者の部分で8700万円を超える事業者を選定することの是非というご質問だと理解しておるんですけれども、確かに指定管理者、今回でいくと390万円相当の指定管理の事業者になれば残りの8500万円近い業務委託の受注者になれるという、平たく言いますとおまけのほうが大きいう状況は私どもも十分認識をしておるところでございます。

ただ、駐車場の管理、公の施設としての駐車場の管理運営という中で、これまで、平成23年度以前は常駐の職員を雇用して駐車場の管理をするという内容の指定管理業務でございました。これが、年間の指定管理料が890万円弱、指定管理料だけで890万円、3年間ですと2600万円程度を指定管理という形で、平成23年度までさせていただいておりました。今、委員長初め、各委員の皆様からご発言のありました3年前の委員会、あるいは協議会におきましてどうなんだというところがございまして、指定管理業務を見直す中で常駐体制を改めまして、本町プラザの警備員がインターホンに呼応して駐車場の管理運営をする

という形で常駐職員を廃止しまして委託料を大幅に減額をするという形で今現在の指定管理業務をさせていただいております。毛利委員がおっしゃったことは十分私どもも認識はしておるところでございますけれども、現状、指定管理業務だけ、駐車場の管理業務だけで指定管理業務として単独の事業者を募集しましたときに、果たして、この3年間で390万円という金額で事業者が手を挙げてくれるかというところはちょっと私、難しいのではないかなという思いもございます。やむを得やん措置というところで今現状の姿があるのかなというふうに考えておるところでございます。

## ○ 毛利彰男委員

苦しい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

結論から言いますけれども、選定委員会を管理するおたくらの仕事をもっと充実せなあかんと違うかと思いましたがね。だから、選定委員会の人にこういうふうに結論を出してもらったのはそれはそれでいいと思うんやけれども、その選定委員会の中身、細かい評価の基準もわからない、それから、非常に会計のバランスからいったら、そんなにウエート、光を当てなくてもいいところを評価するというような、そういう選定委員会はやっぱりもう少し管理すべきじゃないかなと、行政のほうがね。それが結論。

一つ一ついきますと、まず、提案の鏡、傘、監視カメラ、看板、ティッシュ、これについて僕はまだ提案のレベルではないと思うの。むしろ、こういうことは募集を出す前に行政の皆さんが考えて、こんなことは当然やるべきだと、それ以外にどんな提案がありますかと、経営という視点からのね。そういうふうに言うべき内容じゃないかなと思うんやわ。こんなんもう、ごめんね、言葉悪いけど、提案に値しない。そんなふうに、きつい言い方ですけど、思います。

それから、2番目の評価根拠を把握できないような、重複しますけれども、そういう選定委員会のあり方はまずい。やっぱり選定委員会の人、なぜこういう点数をつけたんだということはわかるような、行政が、そういう方法でするのが当たり前と違うかなと、こんなふうに、きついですけど思います。

それから、20分の1ぐらいの予算で判断するというのがやはりちょっと逆転している部分があるので、どこにウエートを置いて評価するかということも行政の仕事なんではないかなと。

それと、実績という言葉も、これ、出てくるんやけれども、実績という面で言えば、今

までやっておられたのも、ゴールド美装社さんの実績というのは評価できるんじゃないかなと思うんだけど、点数はほとんど変わらへんのな。ここら辺も、なぜ選定委員がそういうふうにしたかというのは非常に疑問に思います。

それから、そんなことでまとめてみると最初に言ったこと、おたくらの管理がもっとしつかりせなあかんのと違うかということ。

もう一つの違う視点の質問ですけれども、これ、休止しますんやな。休止するときほどれぐらいの期間、休止するのか、そして、その休止するときの金額というのは改めて協議するみたいを書いてあるんだけど、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。休止の部分もお金を払いますのかな。こんなん、僕の考えでは、こんなん払ったらあかんと思うんだけど。どうぞ。

#### ○ 中山管財課長補佐

もし施設を改修工事するとなったときに休止期間がどの程度ということにつきましては、現状、冒頭、課長のほうからもご説明申し上げましたとおり安全に関するガイドラインができました関係でなかなか、メーカー側にも尋ねてはおるんですけども、どれぐらい、お金の面でありますとか、どれぐらいの期間がかかるんだということは投げてはあるんですが、今、ちょっとまだ回答がないような状況でございまして、実際問題、どれぐらいの休止期間を想定すべきなのかというのは、ごめんなさい、お答えができないというような状況でございます。

それから、休止した場合の指定管理料の減額の部分でございましてけれども、やはりお互い協議してというふうに書いてございますので、当然協議をすることになるんですけども、当然、私ども、協議のスタートラインとしては、今回であれば年間130万円の指定管理料というふうな予算を先方から提案いただいておりますので、この指定管理業務がなくなるんですから、まず、この130万円は減額ですよねというところからスタート、議論をさせていただきたいなというふうにご考えておるところでございまして。

#### ○ 毛利彰男委員

もうやめますけれども、やっぱりその休止期間の不明確な部分があるけれども休止期間はこういう契約にしますということをおたくらが決めて、それを前提条件としてやるべきだと僕は思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第81号四日市市本町プラザ駐車施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第81号 四日市市本町プラザ駐車施設の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

傍聴者が1名入られました。

それでは、議案第79号土地の処分についての審査に入ります。

## 議案第79号 土地の処分について

### ○ 森 康哲委員長

本件を説明していただくに当たりまして、関係課であるこども未来課、農水振興課の担当者についても同席の上、説明されたいとの申し出を受けておりますので、両課の担当者にもお入りいただいております。

それでは、理事者より資料の説明をお願いします。

### ○ 村上管財課長

管財課の村上でございます。お願いいたします。

議案第79号土地の処分についてご説明をいたします。新名神高速道路関連のものでございます。

議案書につきましては115ページ、提出議案参考資料につきましては16ページでございますが、説明につきましては総務常任委員会資料に基づきまして説明させていただきます。

それでは、総務常任委員会資料1ページをごらんください。

今回、審査をお願いしております土地の処分につきましては、市内水沢町地内でございます市有地を中日本高速道路株式会社が建設いたしております新名神高速道路用地として同社に売り払おうとするものでございます。土地の明細につきましては資料の2番に記載しましたとおりでございますが、具体的な位置等につきましては、資料4ページ、済みません、4ページの地図をごらんいただければと思います。

上の大谷池の北西、少年自然の家の敷地の一部下手から、ほぼ南に向かって茶業振興センター、水沢市民広場の東端をかすめまして、ここのあたりまではトンネルというふうに聞いております。そこから、また地上に出まして、土橋池に至ります約1kmの範囲に点在する市有地が対象となっております。現在の所管所属が商工農水部と財政経営部、そして、こども未来部にまたがっておりますが、行政財産の用途を廃止した上で普通財産として処分することになることから、普通財産の管理処分を担当しております私ども管財課で取りまとめさせていただきまして、総務委員会でご審査いただくというものでございます。

では、議案の説明に戻らせていただきまして、資料の1ページ目に戻っていただければと思います。処分面積につきましては、ごらんのとおり合計で1万2811.73㎡、処分価格

につきましては1億344万7000円余ということで、面積が5000㎡以上かつ処分予定価格が2000万円以上でございますので、本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

処分価格の明細につきましては、3ページ目の別紙をごらんいただきたいと思います。横になりますけれども、3ページ目の別紙でございます。

各筆ごとに土地の現況に応じた処分単価により処分価格を算定しておりますが、この処分単価につきましては不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基準に中日本高速道路株式会社が設定したものでございます。金額的には不動産鑑定評価と同額、もしくは、これを上回る単価となっており、本市の固有財産審査会、こちらにつきましては外部の委員さんにも参加いただいている会議でございますが、この審査会で処分単価を認めていただいております。

それから、今回処分しようとする現地には立木が多数ございます。こちらにつきましては土地とあわせて処分するものでございまして、処分価格といたしましては991万円余でございます。土地の処分価格9353万円余と合わせまして合計1億344万7000円余がこの土地を処分した場合の対価ということになります。

続きまして、1ページ目に戻っていただければと思います。

4番でございますが、処分の方法、相手先でございますが、入札になじまないことから随意契約により中日本高速道路株式会社に売り払おうとするものでございます。

次に、資料を1枚めくっていただきまして2ページ目でございます。

2ページ目につきましては、市有財産に関する補償内容について、まとめさせていただいております。

まず、工作物、主に建物の移転補償でございますが、茶業振興センターの工場と研修棟、それから、少年自然の家の倉庫が対象となっております。また、そのほか、フェンス、排水配管等の設備も移転補償の対象となっております、補償金額の合計は1億2165万円余となっております。

それから、(2)の残地補償でございますが、今回茶業振興センターの敷地、水沢町西野268番3でございますが、全体で3236.1㎡ございますが、このうち3078.82㎡が買収対象となっており、残りが、157.32㎡が市の所有として残るわけでございます。面積が少なくなりまして土地の形状も三角形のいびつな形となることから、土地の評価が下がることとなります。この評価が下がる部分に相当する金額といたしまして160万円弱を残地補償と

して受け取るということでございます。今回の土地の処分に伴います補償の合計金額は、工作物の移転補償と残地補償を合わせまして1億2325万円余ということになってございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ご質疑もないようですので……。

○ 毛利彰男委員

教えてください。これ、茶業振興センターはどこかへ建てかえるということですね。この水沢市民広場、少年自然の家もどこかに移転するんですか。それとも、一部だけ、これ、カットされるのかな。

○ 北住農水振興課長

農水振興課、北住です。よろしく申し上げます。

茶業振興センターにつきましては建物全体にかかりますので移転を予定しておりまして、現在はこちらにもあります水沢市民広場、星の広場の東側の用地に立てかえを検討しております。

○ 高橋青少年育成室長

青少年育成室の高橋です。

売却する土地には、作業小屋と薪小屋がございますけれども、作業小屋は一部撤去、それから、薪小屋については移転を敷地内にする予定であります。

以上です。

○ 毛利彰男委員

大勢に影響はないということで理解したらよろしいんやね、水沢市民広場と少年自然の家は。

○ 高橋青少年育成室長

大勢に影響はございません。

○ 毛利彰男委員

わかりました。

じゃ、もう一つだけ。

この茶業振興センターの立木、約1000坪ぐらいのところにある木ですけど、高く買ってもらうのは全然構わないんやけど、900万円する木というのはどんな木なのかな。どんな立派な木が何本ありますのや。

○ 北住農水振興課長

茶業振興センターの敷地内にございます木についてはごめんなさい、どういった木かというのはちょっとはつきりわからないんですけども、NEXCOから聞いておりますのは、立木については全額買い上げという形で、高速道路のサービスエリア等で利用したいというふうには聞いております。

○ 毛利彰男委員

よく頑張ってくださいました。ありがとうございます。もうよろしいわ。

○ 山本里香委員

立木のことが出ましたが、茶業振興センターの研修棟はとってもすてきで、入ったところから大きなガラスを通して、色づいた桜などが見れるから、あそこはすごくきれいですよね。とてもいい感じの建物だと思うんですけども、あれを今回壊してまた建てかえるということで、そういう豊かな景観というのか、設計というか、そういうのをきっちりとまたつなげていただきたいと思います。もう少し西側というか星の広場のほうにずっと

と動くわけですけれども、さっき言ってみえた木もいろいろあって、私の思っている木がそれかどうなのかはわからないんですけれども、本当にすてきなんですよ、あそこね。ですから、そういうことも含めて新しいところでも薰り高い建物にしていきたいと思っています。

○ 森 康哲委員長

意見でよろしいですか。

○ 山本里香委員

はい。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご意見もありませんので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もありませんので、これより採決を行います。

反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第79号土地の処分について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第79号 土地の処分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移る前に、休憩をとりたいと思います。55分まで。

15 : 41 休憩

---

15 : 53 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、総務委員会を開催します。

予算常任委員会総務分科会議会事務局所管部分につきまして、局長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部議会事務局長

議会事務局でございますけれども、今回、議員報酬と、それから期末手当の補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくご審査いただきたいと思います。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第1項議会費（関係部分）についての審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

第1項 議会費（関係部分）

○ 森 康哲委員長

理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 清水議会事務局議事課長

議事課長、清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号一般会計補正予算（第5号）、第1款議会費、第1項議会費（関係部分）についてご説明いたします。

既に総務部の審査におきまして、人件費補正の一般職給、嘱託職給は審査いただいておりますので、議員報酬及び議員の方々の期末手当について改めてご説明いたします。

補正予算書は24ページから25ページ、11月補正予算参考資料は7ページでございます。説明は11月補正予算参考資料でご説明いたします。7ページ、議員報酬等でございます。

本年6月に杉浦議員がお亡くなりになられまして欠員が生じた議員報酬、こちらを530万1000円減額いたします。また、期末手当につきましては、欠員による減額分が132万4000円、それと、人事院勧告による増額分が454万1000円でございます、これらを相殺した補正予算額が208万4000円となります。

説明は簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段討論もありませんでしたので、続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

それでは、採決を行います。

特段、反対討論ありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第1項議会費（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第1項議会費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の事項に移ります。理事者は入れかえを行ってください。

それでは、その他ということで、入札制度についての所管事務調査に入りたいと思います。本件についての理事者の資料の説明をお願いします。

その前に、辻部長。

○ 辻総務部長

お疲れのところ、申しわけございません。

先ほど、協議会をお開きいただきまして、私ども、行政手続条例の一部の改正のご説明

を申し上げました。お配りさせていただきました資料の中で誤りがございましたので、お配りをさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「毛利委員、指摘したやつ」と呼ぶ者あり)

○ 辻総務部長

そうです。

まことに申しわけございません。お手元の行政手続条例の改正の概要の2番の(2)行政指導の中止等の求めというところで点線でくくった部分がございます。ご説明で、左側が現行制度、右側が改正後としてご説明申し上げましたが、その見出しが、右側も現行制度となつてございました。これ、改正後として、まことに、本当に申しわけございませんが、この部分、訂正させていただきたいと思います。以後、気をつけさせていただきます。申しわけございませんでした。

○ 森 康哲委員長

文言の訂正ということで、よろしくお願いします。

○ 森 康哲委員長

それでは、説明をお願いします。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほう、お手元にお配りしております総務常任委員会所管事務調査資料総務部というところをお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、資料の1ページをごらんください。入札制度につきましては、平成24年7月に続き、昨年3回の所管事務調査でご議論いただいておりますので、ここ2年間の主な入札制度の改正について整理をいたしております。

まず(1)は、市内業者の入札参加機会の拡大を目的にJVの対象工事を2億円から3億円に引き上げまして、3億円まで市内業者単独に発注するようにしたほか、市内業者だけの緩和措置を設定しております。

また、（４）では、価格と品質がすぐれた調達を目的とする総合評価方式の施行の対象を拡大いたしております。

そして、（５）では、その総合評価方式の評価項目の配点を変更しまして、案件に応じた技術とノウハウに期待するものや若手技術者の育成の観点から改正を行いました。

次に、中段の２では、先ほどの改善内容の（２）、（３）にも記述がございますが、最低制限価格の算出方法について、６年前からの変遷を整理しております。表は、左から算出方法の区分とメリット、デメリット、その右に適用時期、そして、算出方法。一番右には、規則に定める最低制限価格の範囲を縦に時系列に整理をしております。

平成20年４月から平成22年３月までは、入札金額、つまり実勢価格をもとに算出する変動型を採用しておりました。しかし、価格競争が激しくなり、結果として工事の品質低下が懸念されるということで、平成22年４月に中央公契連モデルを採用いたしました。中央公契連モデルは、算出方法の欄にありますように、直接工事費や共通仮設費など、四つの費目に一定率を掛けて足し合わせるものです。この結果、算出根拠が明確になり、業者も積算能力が向上するといったメリットを享受できることとなりましたが、一方で、改正議論のときにも予想されておりましたが、計算上、最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生するといった課題が現在も続いているところです。ちなみに、大阪市や横須賀市では、この公契連モデルで算出した金額に入札の当日に変動率を掛けることで抽選を回避しております。また、計算式は品質確保に向けて、平成24年４月と平成25年６月に変更するとともに、最低制限価格の範囲も国、県に合わせて上限をそれまでの85から90%に、下限も60%から70%に引き上げました。このあたりが反映された結果が２ページの３になります。

平成24年度から、ことし９月末までの入札状況をまとめております。（１）に建設工事、（２）に測量設計業務を整理しております。落札率の推移を見ていただきますと、３段目になりますが、最低制限価格の改正とともに上がっております。また、入札の課題である抽選率につきましては、表の５段目になりますが、建設工事の場合、平成24年度の88.6%から79.5%、76.4%と徐々にではございますが、下がっておるところです。

具体的に検証しますと、こちらに記載はございませんが、建築一式工事、管工事、電気工事を中心に抽選の率は下がっておるところです。

ところで、本市では、50万円以上の工事、建築では100万円以上になりますが、こちら全て原則として一般競争入札を実施しております。

そこで、2ページの中段の4になりますが、一般競争入札では地元中小企業の受注機会に配慮しつつ公正な競争が確保できるよう入札参加資格要件を工事ごとに定めております。具体的には、まず(1)の工事規模に応じてランク、または総合点数を設定いたします。次に、(2)、(3)の適正に施工するために必要な技術者の資格や施工実績などの要件を設定いたします。最後に、(4)の公正な競争が確保できる範囲で地域要件を設定いたします。本市では、地元でできる工事は地元で担うのが望ましいとの方針のもと、原則、市内本店であることを要件としておりますが、一部そのことがかなわないものがございます。

では、3ページをごらんください。

5に、専門的な業種で市内本店の業者さんが1社の場合の入札の考え方です。表を掲出しましたら、本市の名簿では建設業28業種のうち左官工事と削井工事の2業種については市内本店の業者さんが1社しかございません。では、事例として削井工事について整理をいたしましたので、4ページをごらんください。

(1)に削井工事について、まとめております。削井工事はいわゆる井戸掘りと言うとわかりやすいと思いますが、その工法は④の表にありますようにパーカッション式とロータリー式、そして、その他二つの工法で施工されます。

パーカッション式は、ワンビットをワイヤーロープでつり上げ、上下させてたたきつけ、その衝撃力を利用して掘り進んでいくような工法です。一方、ロータリー式は管をボーリングマシンによって回転させながら掘り進んでいく工法であり、いずれも専用の機械が必要となります。

そして、⑥にあるように、削井事業者さんにはライフラインの復旧がおくれるような災害のときには、市が整備した防災井戸の修繕や民間井戸の修繕支援を担っていただくことが期待されます。ご承知のように地元の建設業者は、いざ災害があつたら非常に大きなパートナーとなります。このことから、特に市内に1社しかない専門業者について入札における優位性を反映できるかといった課題がございます。

そこで、本市の削井工事の入札について、5ページの(2)をごらんください。

ここ2年間では1件だけ入札でございましたが、入札参加資格条件は①から④としております。つまり、通常市内本店とする地域要件は求めておりません。これは、米印にもありますが、本市の入札参加資格者名簿の登録が市内本店が1社、県内本店で2社、さらに、県内に受任者がある者も1者しかないことから、公正な競争性を担保するために地域要件

で絞ることがなっておりません。入札結果は2者の参加があり、詳細はごらんのような内容となっております。参考までに三重県の入札状況についても調べてみましたが、地域要件は求めない条件で、ここ2年間に5件入札を実施し、入札参加者は1者から4者という結果でした。

次に、6ページは、参考資料として地方自治法施行令による随意契約ができる理由、そして、中段の参考2には、地元企業に対する優先発注についての公正取引委員会の考え方を挙げております。本日は専門的な業種の入札方法についてお示しをしましたが、地元建設業の振興は地域経済の振興と雇用の安定、さらには災害時の協力体制のためにも極めて重要です。

そこで、入札においては市内業者の受注機会の拡大のために、市内本店とする地域要件の設定を原則としております。一方、6ページの下線部分にありますように、受注の結果の確保にまでかかるような条件の設定につきましては、市内業者の競争的な体質を弱め、市内業者の健全な育成を阻害する結果となってしまうといった問題も懸念されております。このことから、市内業者が少ない業種につきまして市内業者優遇と競争性のバランスについて現在大きな課題として考えておるところでございます。

説明は以上です。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。ご質疑はございませんか。

#### ○ 樋口龍馬委員

教えてください。

図面を買わないと入札に参加できないという例はあるんですかね。プロッターで起こさないといけないよという話を聞いたんですが。それは何か事例としてあるんでしょうか。

#### ○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

図面につきましては調達契約課の窓口で閲覧に供しておりますので、その閲覧をいただいてもいいですし、印刷業者さんに委託をしまして購入いただくこともできるということ

で、現行、図面の購入を入札の参加条件にはしておりません。

#### ○ 樋口龍馬委員

その図面の購入は義務としては規定していないということなのですが、義務のように感じてみえる業者さんも結構多いのかなというふうに感じています。その中で、図面を起こしているほうの業者さんもなかなか手間ばかりかかる仕事でということも言ってみえて、他市町においてはそういった図面を購入して入札の準備を進めていくということについては撤廃される場所も多いというふうに分かれますが、そのあたり、四日市市としては先進的なほうにいるのか、後進的なところにいるのか、その部分、ちょっと教えてください。

#### ○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

具体的に内容を把握して自社で積算いただくためには、やっぱり図面を見ていただくということは必要なことだと思います。特に建築工事の場合なんかですと個々の専門業種について下請けの見積もりを取らなくてはなかなか積算もできないということで、図面を見ていただくことは必要なのですが、そこで、ただ、購入でも閲覧でもいいという形の対応をしておるんですけども、今、業界のほうから要望をいただいておりますのは、他市町では対応しておるところがあるんですが、インターネット上で見られるようにできないかということで要望をいただいております。この辺、研究をしておるんですが、現実的にはサーバーの容量が足りないものですから今すぐ対応はできないんですけども、その辺を対応できる方向で、今検討を進めております。

#### ○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

スケジュールを組んでやればサーバーの増強もできると思いますので、ぜひスケジュールに落とし込んで進捗管理を図りながらやっていただきたいという、これはお願いと。ごめんなさい、一旦ここで切ります。

#### ○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと、参考の2のところの入札に係る地域要件の設定についてのQ&Aやけど、ちょっとこのAのところをかみ砕いて説明してくれんやろうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

いわゆる一般競争入札を基本とする中で、地域要件を基礎自治体としては地域経済の活性化でありますとか地元事業者さんの育成という観点から設定していきたいというのがかなり以前からございました。当時、十数年前なんかは地域要件の設定というのはよろしくないというような風潮というとおかしいですが、そのようなコメントが多かったんですけども、その辺が大分、基礎自治体の事情を理解いただいて、下線の部分にありますように地場産業の振興とか中小企業対策といった、いわゆる政策目的のための地域要件の設定というのは入札談合等関与行為、いわゆる官製談合といいますか発注者としての談合には当たらないということなんですけど、じゃ、それはどの程度のものなのかというと、ここには書いてございませんが、公正取引委員会の提言では20社から30社の競争性が担保できておれば問題はないだろうと。それ以上絞り込むことによって、それは入札参加機会を拡大するというのではなくて、落札を保障するような形になってしまって、逆に地元の企業の競争率を落としてしまうのではないかというような懸念があるということが、ここに書いてある部分です。

ちなみに、本市におきましては20社から30社という提言はあるんですが、具体的に運用上どうしておるかといったところは、例えば1500万円以上でしたら12社以上はあるようにとか、800万円以上でしたら11社以上はあるようにという形で、これはもともと指名競争入札を実施しておりましたときの標準指名業者数というのを内規で持っておるんですが、その辺を一つの目安にはしております。

○ 笹岡秀太郎委員

何か運用の基準みたいなものをまとめられたものがあるのかないのか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

その公正性を担保するために、公表はしておりませんが、私どものほうで建設工事の発注等に関する運用基準という形で文章化をして持っております。

○ 笹岡秀太郎委員

それは、我々も見られないわけですか。

○ 森調達契約課長

一般的に問題はない部分はホームページにも開示しておるんですが、あえて問題が出るだろうなというところは開示はしておりませんが、議員の皆様にもそういう研究が目的ということで提出することはやぶさかではないと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

可能であるということですね。求めれば可能ということやね。

○ 森調達契約課長

はい。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。了解です。

○ 森 康哲委員長

他にご質疑はございませんか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

積算をしていくときに、業者さんがもう積算には余りかかわりたくないという話も聞いたことがあります。というのは、結局、その積算をして、入札の要件として提示をしても、それに最低落札価格を出されてしまって、他業者に取られてしまうと。積算を出した時点で取られるのはわかっておるみたいな状況で積算しなきゃいけないということに非常に憤

りを感じるというようなお声もいただいておりますが、業者さんに積算を頼むに当たって積算に対する費用弁償みたいなことはしているんですか。

○ 森 康哲委員長

樋口委員、ちょっと確認なんですけど、それは一般競争入札についてですか。今回の入札制度は1社しかない市内業者の入札をどうするかという調査なので、それに関連した内容にちょっと切りかえていただきたいんですけれども。

○ 樋口龍馬委員

それであれば、また個別に伺います。

○ 笹岡秀太郎委員

専門的な業種の四日市市ではこれ、何業種と言うのかな、そうなんやけれども、例えば近隣のまちなんかの現状なんかでもよく似たものになってくるのかなとは思うんやけれども、例えば他市で同じように登録業種が一つという場合に対してどういうふうな配慮がされておるのかというのは何かあるんですか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

こちらの資料の5ページには三重県の状況を掲出させていただきましたが、三重県も本市と同様に地域要件というのは求めておりません。実は、それ以外について、ちょっと調査が進んでおりません。済みません。

○ 笹岡秀太郎委員

考え方の整理としては何か方向性というのか、そういうものは今、何かこういうものでまとめていこうみたいな指針というのは出ておるんですか。

○ 森調達契約課長

本市の指針という意味でよろしいでしょうか。

現行、地元業者さんを育成していくという観点でいくと現状の入札要件ではなかなか市

内優遇ということが対応されていないので課題というふうには考えておるんですが、競争性とのバランスの中で、現状ではこういう入札の要件はやむなしと。入札という土俵の上ではなかなか優遇措置がとれない。市としての全体的な中小企業の支援措置という中ではまだ工夫が必要なんだろうと思いますけれども、現状の方向性としては、課題は考えながらもやむなしという形で思っております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

現状やむなしと言いながらも、やっぱりきちんとある程度しっかりと議論を重ねて方向性を出していかなあかんのやろうなと思うんやけどさ。もう一遍、その辺はどうなんやろう。

#### ○ 森調達契約課長

確かにおっしゃられるとおり何らかの形を出していかざるを得ないんですが、ただ、いわゆるバランスといいますか、結局1者の事業者さんに市内というだけで発注しようと思おうと随意契約という形になるんですが、そういったところで資料の6ページにも随意契約の地方自治法施行令に基づく随意契約理由があるわけなんです、なかなかそこに当てはめにくいという中で難しいというところだと。それと、冒頭で申し上げましたが、そういった落札というものを確保するような形のやり方というのは入札制度の中では好ましくないというふうに考えております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

多分、これを見ていると代々技術を受け継いできた事業なんやろうなという気がして、その時代の流れの中で残ったところがこういうふうになって、公のそういう具体的な、それを守ってやってやるという方向性がなかなか出せないというのはちょっといかがかなという気がする、何とかこれは工夫してもらおうという努力をしてもらわないかんのかなという気がするんやけどな。どうですかね。

#### ○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

今後に向けて、こういった公正取引委員会の考え方も確認する中でよりよい方法という

のを考えていきたいとは思っております。随意契約はともかくとしても、今回、公契約条例でいろいろお世話になっておりますが、公契約条例におきましても、発注者の責務として一番適正な発注方法というのを模索していくようにという形も規定しております、そういった中で、例えば総合評価方式であるとか多様な入札契約方法というのを探りながら研究はさせていただきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

プロポーザル方式はどうなんだろう。

○ 森調達契約課長

実はプロポーザル方式という言葉の概念が各自治体によって使い方が違うんですが、私のほうの思いとしては、プロポーザル方式というのはどちらかというとデザインとかソフト的な部分で、これぐらいの金額で一番いい提案をしていただくかという形ですよ。これぐらいの金額で、あなたならどういったことができますかという形で一番いいものを選んでいくということなんですが、今、それは一つのプロポーザル方式で、私どもが工事でやっておる総合評価方式というのが、これはまたプロポーザルに近いものがあるんですが、総合評価方式はそういった、どういった提案ができますかということとか企業力とか、それに加えて入札金額も点数化をして、自動的に全部点数化したもので最高の点数をとったところに落札をするというのが総合評価方式ですので、工事につきましては、できれば総合評価方式、プロポーザルよりは総合評価方式で進めていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

それも可能だということで、理解でよろしいでしょうか。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

総合評価方式につきましては、まさに品質を上げていくために今一番いいものではないかということで国土交通省のほうからも指導があって、本市におきましても、そうした品質を高める効果にあわせもって抽選による落札の減少にも寄与しますので、進めていきたいというふうに考えております。

一方で、総合評価方式の課題というのもございまして、一つは、発注担当者にとっても、いわゆる工事担当課の発注担当者、また受注者側でそういった提案を考える方々にとってかなりの負担になってきておる点。それによって、総合評価方式というのは割と入札参加者が減ってきております。ということが1点と、もう一点、発注に係って入札契約手続きにかかる期間が非常に長くなります。現行、本市のほうでは一般競争入札は二十日から1カ月間ぐらいで落札者が決まっていくんですが、総合評価方式にすることによって、いろんな技術提案を求める内容を考えていくようなところから始めると、約3カ月かかっております。ということで、一概に全て総合評価方式にすることはなかなか難しいものですから、選択肢の一つとしてはありますけれども、全てをやっていくということはなかなか限界があるという状況でございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

例えば、これ、資料の5ページにある削井工事の入札資格と結果というところなんですけど、件数を見ますと、平成25年度が1件で平成26年度はゼロ件と。ほとんど1件あるかないか、年にね。そういう案件であるなら、そんなに煩雑になるようなことにはならないと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなんですかね。

#### ○ 森調達契約課長

削井工事につきましても、技術提案を求めることにふさわしいものと捉えて、例えば現行、本市では5000万円以上の土木工事につきましては総合評価方式という形でやっております、建築なんかは1億円以上になりますが、そういった形で大規模な削井工事については、ぜひこういった総合評価方式を進めていく方向で考えていきたいと思っております。

ただ、一つの案件を捉えておってはあれですけれども、今回提示した実績の案件でいきますと、800万円余という形で、これは各学校に防災用の井戸を掘っていただくものですが、6校掘っております。ですので、結局、つまり一つに130万円ぐらいの削井工事なものですから、これぐらいの小規模なものを総合評価方式に持っていくというのは少し入札にかかる期間等から考えると課題があるのではないかなというふうに思っております。

#### ○ 森 康哲委員長

そうすると、これ、防災井戸なわけですから。防災井戸で災害のときに使える使えやん

というのは大きな問題になるので、やはり市内業者の優位性というのはこういう入札でこそ考えていくべきだと思うし、提案時にそういう、プロポーザルにすることによってそういう評価ができるのであれば、そういう方向性もありの話かなというふうに感じますので、ぜひ進めていただきたいなど。私の感想でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長のおっしゃるとおり、余り長期の研究期間を置かずに、これ、もう待機の時間でぐゅっと凝縮して、ある程度方向性を出していただければなという要望をしておきます。

○ 森 康哲委員長

要望でよろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 森調達契約課長

調達契約課、森でございます。

実は、防災井戸につきましては、今の推進計画上では各年度に6個ずつ、昨年からずっと、ことしも来年もという計画を持っておりまして、実はことしの発注も今準備が進んでおります。ことしの発注につきましては、もう審査会も終わっておるんですが、総合評価方式の先ほどの3カ月とかそういうことが不可能なものですから、従来どおりの方向で行かざるを得ないんですが、来年度以降の発注に向けて研究させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、他に質疑もないようですので、これにて所管事務調査を終了いたします。

次の事項に移りたいと思いますので、理事者は退席をお願いします。

その他事項で、休会中の所管事務調査について調査項目と日程について議論をしたいと思います。内容を確認させていただきたいんですけども、正副委員長案として1案をお示しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、事務局は資料配付、お願いします。

それでは、総務常任委員会の所管事務調査として案をお示しさせていただきたいと思います。

調査項目といたしまして、消防団のあり方について。目的は旧楠町との合併により消防団との一団化が進みまして、5年が経過しました。また、新市建設計画からも10年目を迎えるに当たって、今後の消防団のあり方について、消防団の正副団長、一度この委員会に参考人として招致をして、いろいろな課題の整理に努めたいと思いますので、提案をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、異議なしと認め、消防団のあり方について、所管事務調査として取り扱うことに決しました。

日程としまして、1案が平成27年1月27日の火曜日、午前10時からか1時半からか。2案として、平成27年1月30日の金曜日、午前10時からか1時半からか。この案をお示しさせていただきますが、1案の午前10時からについて都合が悪い方、おみえになりますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

では、1案の平成27年1月27日の火曜日の午前10時からといたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

場所はこの11階の第1委員会室ということになります。参考人としては、消防団の団長、副団長4名ということで対応をお願いしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 藤井浩治委員

1回だけ。

○ 森 康哲委員長

招致は1回だけですね。

○ 藤井浩治委員

総務委員会はもう一回やらないの。

○ 森 康哲委員長

いや、1回で終わりたいと思っておりますけれども。長期戦に持ち込みましょうか。よろしいですか。今回は1回で、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、調査報告の確認についてでございます。

先般10月31日及び11月14日に実施しました職員配置の現状と課題及び台風11号への対応とその後の検証について、報告書案を作成して配付しております。本件につきましては議会の最終日に報告する必要がありますので、委員の皆様方におかれましては内容をご確認の上、修正がある場合は12月16日の火曜日までに事務局までご連絡いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本件につきましては以上となりますので、次の事項に移りたいと思っております。

議会報告会、お手元に、総務常任委員会議会報告会進行表という資料を配付させていただいておりますが、その議会報告会の役割分担を決めていただきたいと思います。資料のうち空欄となっている部分の役割分担について確認をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、挨拶は委員長、私が挨拶をさせていただきたいと思います。

司会進行、議会報告会の進行のほうをどなたか。立候補及び推薦。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

じゃ、副委員長でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、司会進行は石川副委員長に決まりました。

議会報告会の報告を、今回は議案自体が少ないので、3人の方にやっていただきたいと思いますが、ぜひ我こそはという方。

山口委員、どれかやりたいのは。ありましたら。

○ 山口智也委員

ちょっと思い浮かばないです。

○ 森 康哲委員長

山本委員、どうでしょうか。早い者順ですよ。

3人。

○ 笹岡秀太郎委員

ここ、3人って決めたんやったけ。

○ 森 康哲委員長

ボリューム的に、もうこれぐらいしか。

○ 石川善己副委員長

いやいや、笹岡委員が言ったのは、1人でやれということでしょう。

○ 森 康哲委員長

笹岡委員、やりますか。

○ 笹岡秀太郎委員

私はこんなの10分では済まん。だから、委員長にやってもらったら。

○ 森 康哲委員長

いえいえいえ。もう前回、私、やりましたので。

○ 石川善己副委員長

1期生議員2人で半分ずつしてもらって。

○ 森 康哲委員長

そうですね。1期生で。委員長はもういいですわ。

ぜひ今回は、分けてやっていただいたほうが。それぞれ発言された方の思いもあると思いますので。

(発言する者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

委員長でやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員長

ちょっと反問権ないですか、これ。

○ 石川善己副委員長

森委員長のお膝元やもんね。自分の市政報告会のつもりでやってもろうて。

○ 森 康哲委員長

欠席しようかな。目の手術がこの日入っているので、老眼の。

山本委員、どうですか。

○ 日置記平委員

どうですかって、もう決まってるのに。

シティ・ミーティングはもうどっちか、1期生の方に進行をやってもらってください。  
僕は前回、不適格という指摘をいただいていますので。

○ 森 康哲委員長

シティ・ミーティングの司会は、じゃ、毛利委員で。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

じゃ、石川副委員長でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、1月8日の午後6時半から、羽津地区市民センターで開催しますので、皆さん、  
ご参集のほどよろしくお願いします。

16 : 35 閉議